

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月27日提出
【計算期間】	第13期(自 2025年6月13日至 2026年6月12日)
【ファンド名】	野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型） 野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象[※]とし、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「高利回り社債オープン マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 低格付債))		中南米	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
資産複合 ()		アフリカ		
資産配分固定型		中近東 (中東)		
資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 低格付債))		中南米	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.imaj.or.jp/>

◆一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものと

する。

- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

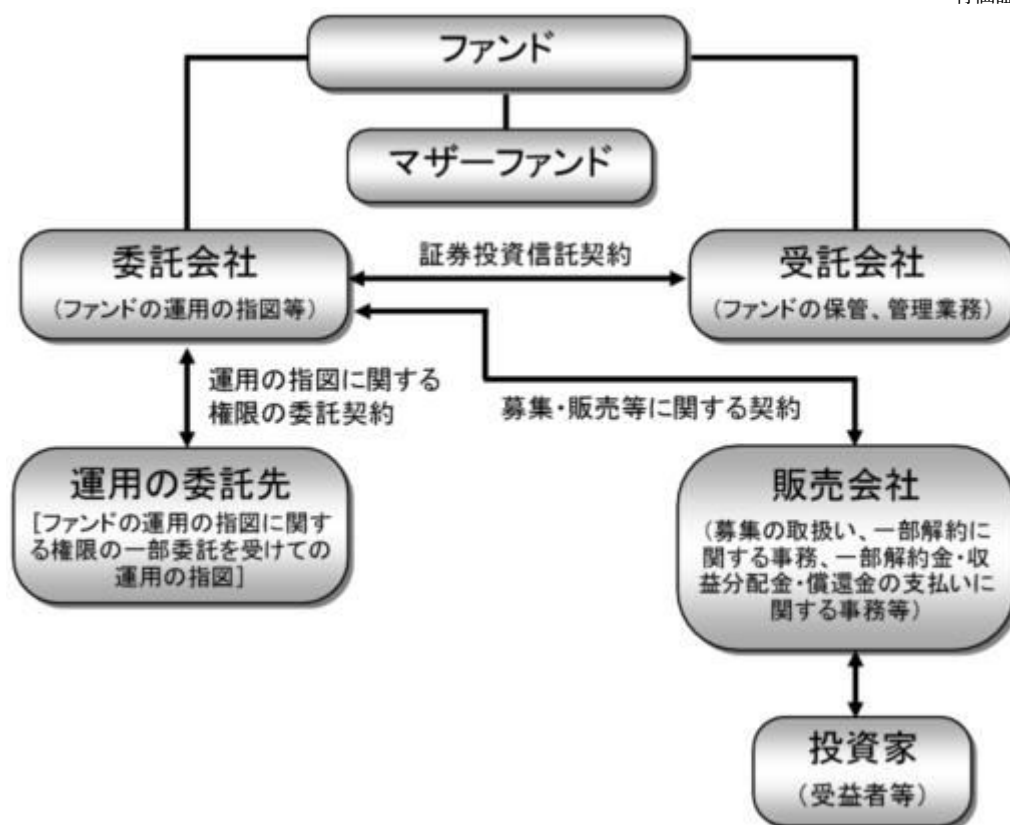
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年11月15日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村米国ハイ・イールド・ファンド (年1回決算型)	野村米国ハイ・イールド・ファンド (年1回決算型) 為替ヘッジあり
マザーファンド (親投資信託)	高利回り社債オープン マザーファンド	
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社	
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
運用の委託先	NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)	

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2026年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]「高利回り社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

◆投資するハイ・イールド・ボンドは主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

◆米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

[2]投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。

◆ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

◆ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

◆同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、マザーファンドの純資産総額の10%以内とします。

◆投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則としてマザーファンドの純資産総額の25%以内とします。

[3]「野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）」は原則として為替ヘッジを行わず、「野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり」は原則として為替ヘッジを行いません。

野村米国ハイ・イールド・ファンド （年1回決算型）	野村米国ハイ・イールド・ファンド （年1回決算型）為替ヘッジあり
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	実質組入外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

[4]マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク(NCRAM社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆ 委託する範囲	: 海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用
◆ 委託先名称	: NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク)
◆ 委託先所在地	: 米国ニューヨーク州ニューヨーク市

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

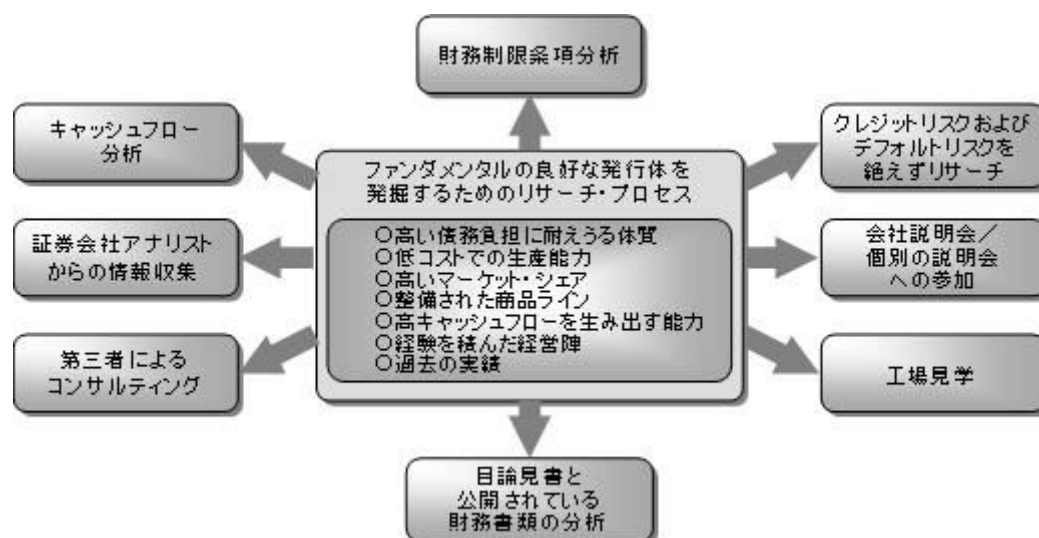
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)NCRAM社について

- ◆Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク：NCRAM社)は、1991年3月に設立された米国に登録されている野村グループの投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。
- ◆NCRAM社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。
- ◆NCRAM社はファンダメンタルズの良好な企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。
- ◆デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリオ運用を行なっています。

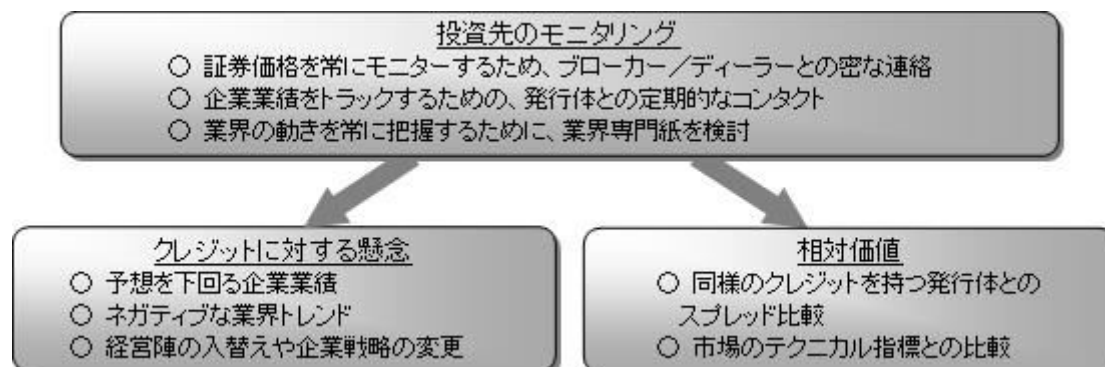
■NCRAM社のリサーチプロセス■

- ◆NCRAM社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



■投資先のモニタリングと規律ある売却■

- ◆投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。



(2) 【投資対象】

「高利回り社債オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、実質的に米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資します。

なお、債券に直接投資する場合があります。

※ハイ・イールド・ボンドとは…

債券などの格付機関(S&P社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大き)くなります。

信用度	S&P 社の場合	ムーディーズ社の場合
高い ↑	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い ↓	D	

↓ ハイ・イールド・ボンド

※ 1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限③および④」に定めるものに限りま。
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である高利回り社債オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債[※]の新株予約権に限ります。)
の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの
10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第14号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの（上記②第9号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「高利回り社債オープン マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債（以下「ハイ・イールド・ボンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

② 投資するハイ・イールド・ボンドは主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

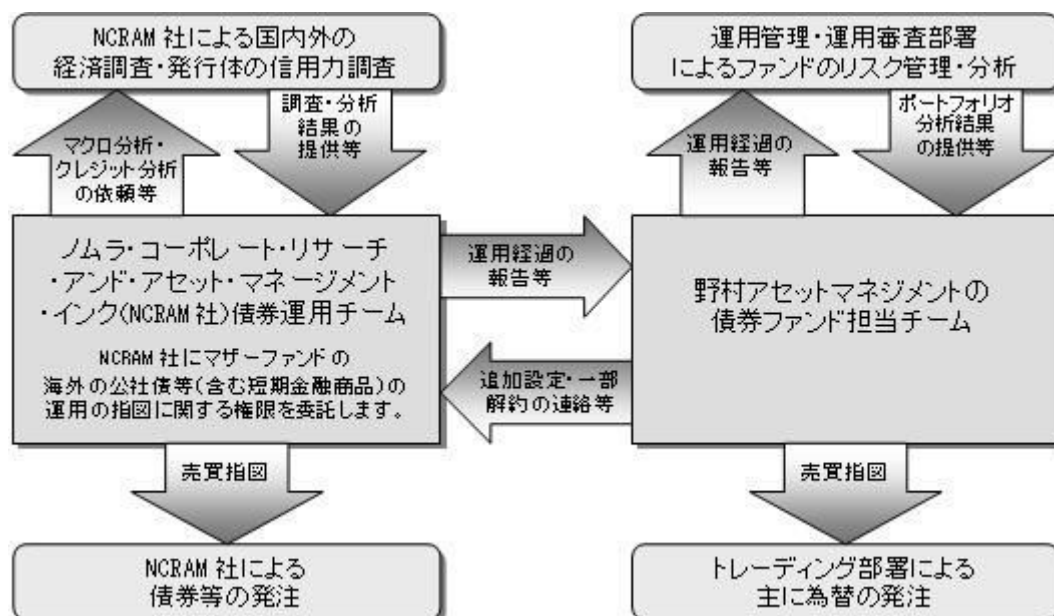
- ③ ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
- ④ ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ 同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑧ NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.（ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク）に当ファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

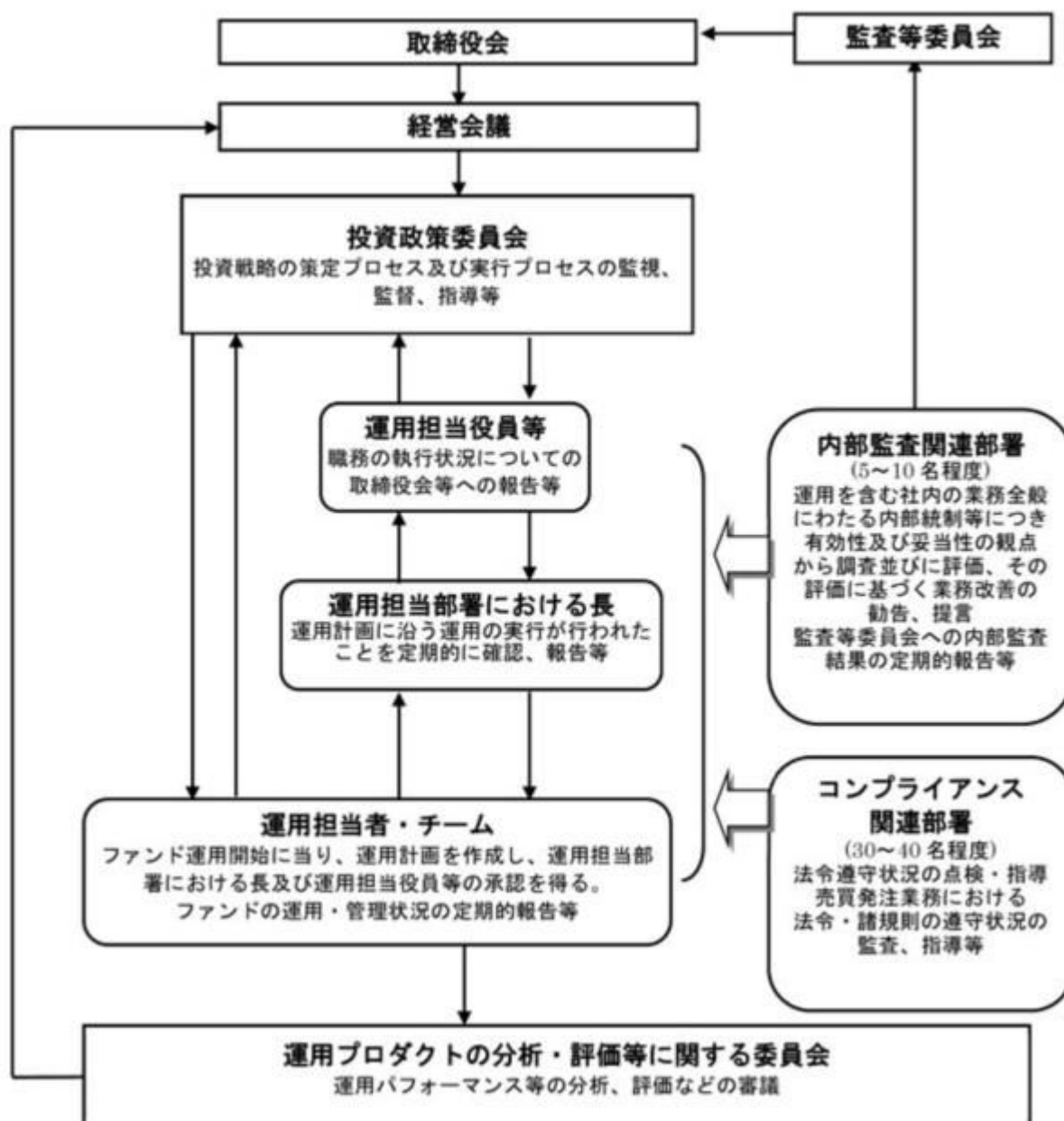
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みま

す。）等の全額とします。

②収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊信託財産の成長を図るというファンドの目的やファンドを取り巻く環境等を鑑み、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年6月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 ２運用方法 (3)投資制限（信託約款）

- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・株式への投資は、「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲等」第9号および「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲等」第8号に定める優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融

商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲等」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲等」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内としま

す。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲等」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧外国為替予約取引の指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

【為替変動リスク】

「野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超

えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

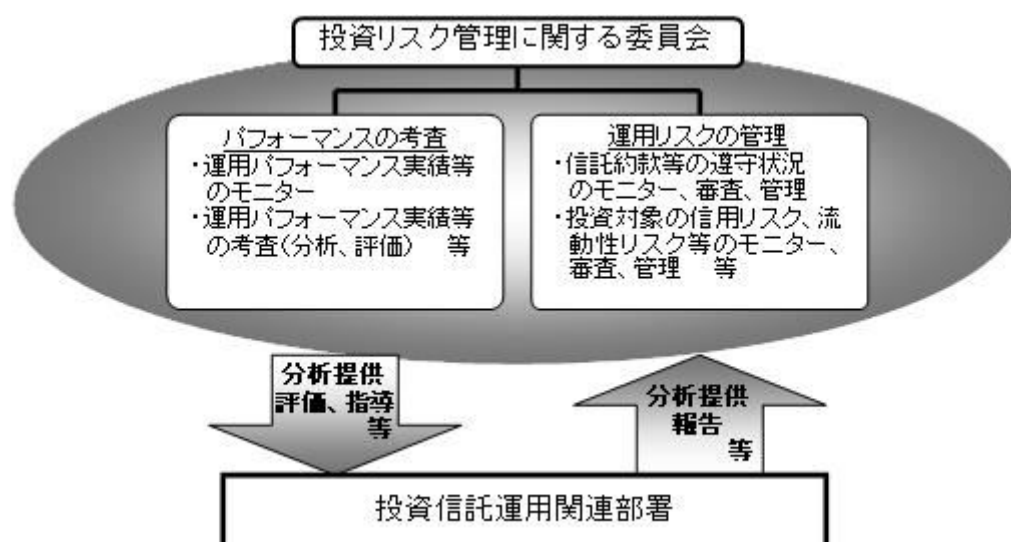
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

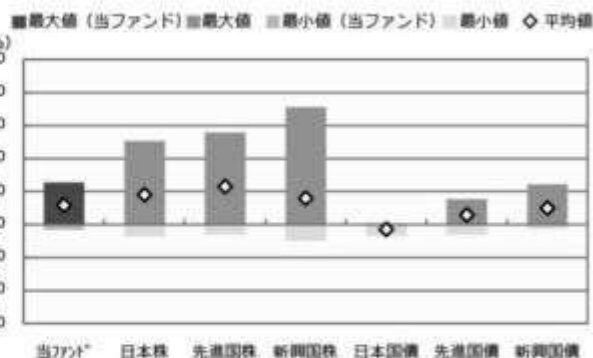
■ リスクの定量的比較 (2021年7月末～2026年6月末：月次)

■ 野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



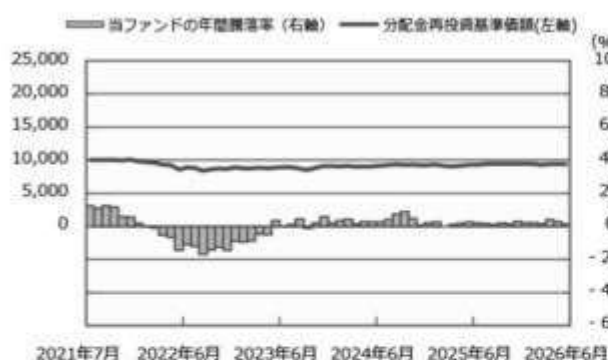
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.5	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 3.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	11.8	18.2	23.0	15.9	△ 2.9	5.9	10.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

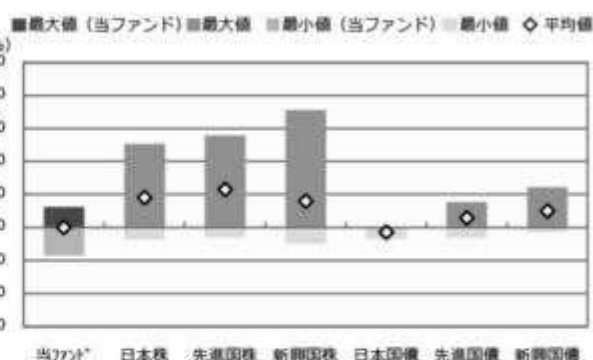
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	12.4	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 16.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	0.1	18.2	23.0	15.9	△ 2.9	5.9	10.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスも法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持って、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目指す推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPPI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.87%（税抜年1.70%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じた額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
--------	--------	--------

年0.95%	年0.70%	年0.05%
--------	--------	--------

また、マザーファンドの運用の委託先が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.57%の率を乗じた額とします。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ④ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

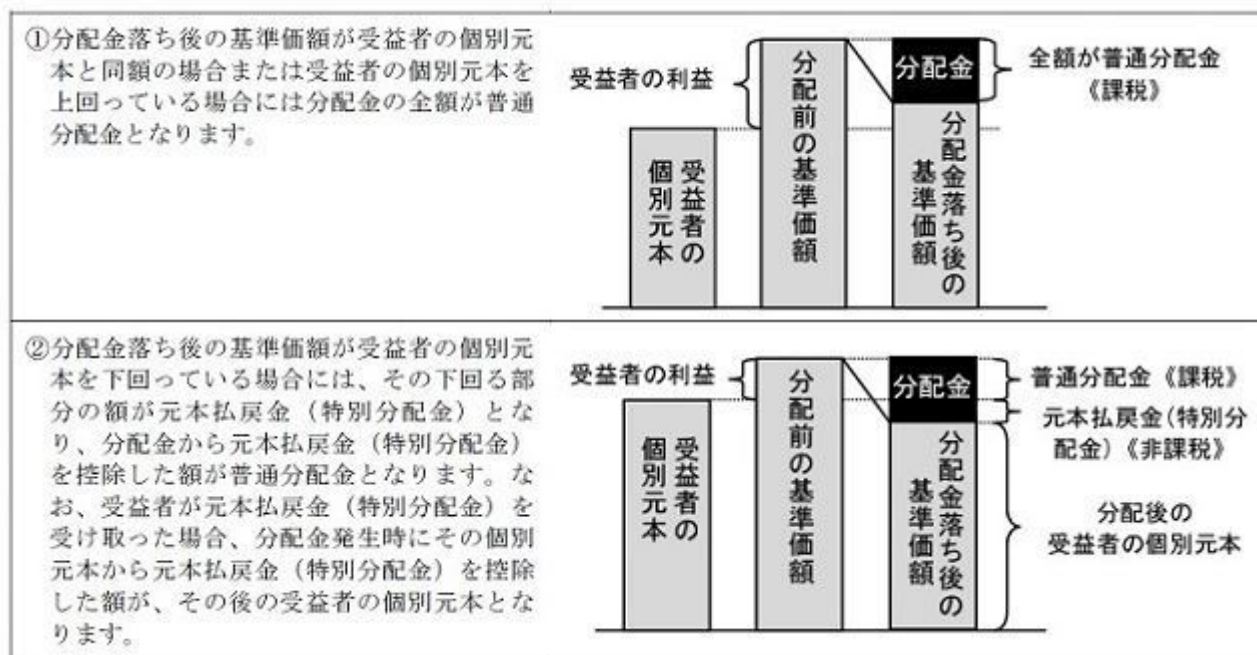
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
米ハイ・年1	1.93	1.88	0.05
米ハイ・ヘッジあり・年1	2.27	1.88	0.39

（2024年6月13日～2025年6月12日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】**野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,081,574,532	98.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	11,295,496	1.03
合計（純資産総額）		1,092,870,028	100.00

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	136,132,712	100.18
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	△254,248	△0.18
合計（純資産総額）		135,878,464	100.00

（参考）高利回り社債オープン マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	94,053,093	0.22
	ルクセンブルグ	41,564,737	0.09
	小計	135,617,830	0.31
新株予約権証券	アメリカ	3,968,973	0.00
新株予約権付社債券等	アメリカ	14,730,802	0.03
社債券	アメリカ	40,428,853,056	94.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,003,523,631	4.70
合計（純資産総額）		42,586,694,292	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年１回決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	高利回り社債オープン マザー ファンド	164,859,088	6.4500	1,063,341,118	6.5606	1,081,574,532	98.96

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.96
合 計	98.96

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年１回決算型）為替ヘッジあり

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	高利回り社債オープン マザー ファンド	20,750,040	6.4506	133,851,736	6.5606	136,132,712	100.18

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18
合 計	100.18

（参考）高利回り社債オープン マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	アメリカ	社債券	1261229 BC LTD	2,238,000	16,400.75	367,048,878	16,492.97	369,112,773	10	2032/4/15	0.86
2	アメリカ	社債券	TRANSIGM INC	2,100,000	16,403.65	344,476,819	16,439.65	345,232,663	6.375	2033/5/31	0.81
3	アメリカ	社債券	DIRECTV FIN LLC/COINC	2,075,000	16,313.46	338,504,493	16,511.31	342,609,751	9.25	2032/6/1	0.80
4	アメリカ	社債券	RR DONNELLEY & SONS CO	1,725,000	15,746.53	271,627,723	15,813.84	272,788,771	5.5	2031/6/1	0.64
5	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,736,000	15,120.13	262,485,508	14,398.58	249,959,386	4.5	2032/5/1	0.58
6	アメリカ	社債券	CELANESE US HOLDINGS LLC	1,325,000	17,317.29	229,454,204	17,353.95	229,939,883	7.7	2033/11/15	0.53
7	アメリカ	社債券	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	1,175,000	15,955.12	187,472,744	16,972.79	199,430,302	8.625	2032/6/15	0.46
8	アメリカ	社債券	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,150,000	16,593.01	190,819,617	16,407.78	188,689,564	6.375	2034/3/1	0.44
9	アメリカ	社債券	COREWEAVE INC	1,100,000	16,535.26	181,887,964	16,118.29	177,301,240	9.75	2031/10/1	0.41
10	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,200,000	15,401.06	184,812,811	14,636.49	175,637,958	4.75	2032/2/1	0.41
11	アメリカ	社債券	ECHOSTAR CORP	975,000	16,778.80	163,593,391	17,558.99	171,200,219	10.75	2029/11/30	0.40
12	アメリカ	社債券	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	1,000,000	16,988.94	169,889,495	16,983.10	169,831,035	7.875	2031/2/15	0.39
13	アメリカ	社債券	VISTRA OPERATIONS CO LLC	1,000,000	17,268.01	172,680,167	16,973.76	169,737,660	7.75	2031/10/15	0.39
14	アメリカ	社債券	WULF COMPUTE LLC	950,000	16,773.81	159,351,278	17,051.84	161,992,509	7.75	2030/10/15	0.38
15	アメリカ	社債券	ALLIED UNIVERSAL	1,000,000	15,782.72	157,827,279	16,183.31	161,833,116	6	2029/6/1	0.38
16	アメリカ	社債券	MPT OPER PARTNERSP/FINL	1,025,000	15,149.36	155,280,972	15,739.80	161,333,051	5	2027/10/15	0.37
17	アメリカ	社債券	NRG ENERGY INC	975,000	16,231.60	158,258,188	16,154.93	157,510,648	6	2036/1/15	0.36
18	アメリカ	社債券	ATHENAHEALTH GROUP INC	1,000,000	16,128.57	161,285,748	15,599.24	155,992,484	6.5	2030/2/15	0.36

19	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	950,000	16,297.86	154,829,731	16,248.50	154,360,792	6.125	2034/7/31	0.36
20	アメリカ	社債券	1011778 BC / NEW RED FIN	1,000,000	15,171.75	151,717,554	15,355.54	153,555,448	4	2030/10/15	0.36
21	アメリカ	社債券	SWORD PURCHASER LLC	900,000	16,435.68	147,921,132	16,805.48	151,249,332	8.25	2033/4/15	0.35
22	アメリカ	社債券	VENTURE GLOBAL LNG INC	950,000	16,057.91	152,550,181	15,804.91	150,146,739	9	2099/9/30	0.35
23	アメリカ	社債券	VENTURE GLOBAL PLAQUE	875,000	16,450.04	143,937,877	16,927.59	148,116,487	6.5	2034/1/15	0.34
24	アメリカ	社債券	MERIDIAN ARC HOLDCO LLC	875,000	16,315.64	142,761,921	16,264.40	142,313,519	6.25	2031/4/30	0.33
25	アメリカ	社債券	ALTICE FRANCE SA	890,762	15,801.92	140,757,518	15,734.46	140,156,639	6.875	2032/7/15	0.32
26	アメリカ	社債券	NGL ENERGY PARTNERS LP	825,000	16,746.54	138,158,961	16,902.70	139,447,309	8.375	2032/2/15	0.32
27	アメリカ	社債券	MUVICO LLC	783,392	17,288.40	135,436,020	17,670.40	138,428,522	9	2029/2/19	0.32
28	アメリカ	社債券	IHEARTCOMMUNICATIONS INC	875,000	14,959.01	130,891,414	15,765.87	137,951,421	9.125	2029/5/1	0.32
29	アメリカ	社債券	IMOLA MERGER CORP	850,000	15,794.74	134,255,293	15,966.14	135,712,267	4.75	2029/5/15	0.31
30	アメリカ	社債券	VISTRA CORP	800,000	16,463.09	131,704,786	16,376.86	131,014,953	7	2099/12/10	0.30

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	0.00
		自動車用部品	0.03
		専門小売り	0.00
		医薬品	0.01
		その他の業種	0.27
新株予約権証券	—	—	0.00
新株予約権付社債券等	—	—	0.03
社債券	—	—	94.93
合 計			95.29

②【投資不動産物件】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

該当事項はありません。

（参考）高利回り社債オープン マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

該当事項はありません。

（参考）高利回り社債オープン マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2017年 6月12日)	965	965	1.2394	1.2394
第5計算期間	(2018年 6月12日)	1,025	1,025	1.2772	1.2772
第6計算期間	(2019年 6月12日)	914	914	1.2664	1.2664
第7計算期間	(2020年 6月12日)	730	730	1.2099	1.2099
第8計算期間	(2021年 6月14日)	755	755	1.4463	1.4463
第9計算期間	(2022年 6月13日)	779	779	1.6044	1.6044
第10計算期間	(2023年 6月12日)	818	818	1.7061	1.7061
第11計算期間	(2024年 6月12日)	980	980	2.0848	2.0848
第12計算期間	(2025年 6月12日)	987	987	2.0551	2.0551
第13計算期間	(2026年 6月12日)	1,079	1,079	2.4076	2.4076
	2025年 6月末日	999	—	2.0815	—
	7月末日	1,044	—	2.1593	—
	8月末日	1,046	—	2.1533	—
	9月末日	1,061	—	2.1990	—
	10月末日	1,087	—	2.2753	—
	11月末日	1,098	—	2.3181	—
	12月末日	1,096	—	2.3324	—
	2026年 1月末日	1,074	—	2.3003	—
	2月末日	1,097	—	2.3381	—
	3月末日	1,063	—	2.3467	—
	4月末日	1,080	—	2.4061	—
	5月末日	1,073	—	2.3970	—
	6月末日	1,092	—	2.4462	—

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2017年 6月12日)	263	263	1.1018	1.1018
第5計算期間	(2018年 6月12日)	280	280	1.1133	1.1133
第6計算期間	(2019年 6月12日)	225	225	1.0906	1.0906
第7計算期間	(2020年 6月12日)	162	162	1.0370	1.0370
第8計算期間	(2021年 6月14日)	154	154	1.1971	1.1971
第9計算期間	(2022年 6月13日)	136	136	1.0774	1.0774
第10計算期間	(2023年 6月12日)	137	137	1.0624	1.0624
第11計算期間	(2024年 6月12日)	131	131	1.0867	1.0867

第12計算期間	(2025年 6月12日)	142	142	1.1095	1.1095
第13計算期間	(2026年 6月12日)	135	135	1.1295	1.1295
	2025年 6月末日	142	—	1.1163	—
	7月末日	141	—	1.1194	—
	8月末日	142	—	1.1309	—
	9月末日	143	—	1.1359	—
	10月末日	142	—	1.1324	—
	11月末日	142	—	1.1322	—
	12月末日	140	—	1.1365	—
	2026年 1月末日	141	—	1.1373	—
	2月末日	141	—	1.1378	—
	3月末日	133	—	1.1104	—
	4月末日	136	—	1.1318	—
	5月末日	137	—	1.1315	—
	6月末日	135	—	1.1309	—

②【分配の推移】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2016年 6月14日～2017年 6月12日	0.0000円
第5計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月12日	0.0000円
第6計算期間	2018年 6月13日～2019年 6月12日	0.0000円
第7計算期間	2019年 6月13日～2020年 6月12日	0.0000円
第8計算期間	2020年 6月13日～2021年 6月14日	0.0000円
第9計算期間	2021年 6月15日～2022年 6月13日	0.0000円
第10計算期間	2022年 6月14日～2023年 6月12日	0.0000円
第11計算期間	2023年 6月13日～2024年 6月12日	0.0000円
第12計算期間	2024年 6月13日～2025年 6月12日	0.0000円
第13計算期間	2025年 6月13日～2026年 6月12日	0.0000円

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2016年 6月14日～2017年 6月12日	0.0000円
第5計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月12日	0.0000円
第6計算期間	2018年 6月13日～2019年 6月12日	0.0000円
第7計算期間	2019年 6月13日～2020年 6月12日	0.0000円
第8計算期間	2020年 6月13日～2021年 6月14日	0.0000円
第9計算期間	2021年 6月15日～2022年 6月13日	0.0000円
第10計算期間	2022年 6月14日～2023年 6月12日	0.0000円
第11計算期間	2023年 6月13日～2024年 6月12日	0.0000円
第12計算期間	2024年 6月13日～2025年 6月12日	0.0000円
第13計算期間	2025年 6月13日～2026年 6月12日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2016年 6月14日～2017年 6月12日	17.5%
第5計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月12日	3.0%
第6計算期間	2018年 6月13日～2019年 6月12日	△0.8%
第7計算期間	2019年 6月13日～2020年 6月12日	△4.5%
第8計算期間	2020年 6月13日～2021年 6月14日	19.5%
第9計算期間	2021年 6月15日～2022年 6月13日	10.9%
第10計算期間	2022年 6月14日～2023年 6月12日	6.3%
第11計算期間	2023年 6月13日～2024年 6月12日	22.2%
第12計算期間	2024年 6月13日～2025年 6月12日	△1.4%
第13計算期間	2025年 6月13日～2026年 6月12日	17.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

	計算期間	収益率
第4計算期間	2016年 6月14日～2017年 6月12日	11.7%
第5計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月12日	1.0%
第6計算期間	2018年 6月13日～2019年 6月12日	△2.0%
第7計算期間	2019年 6月13日～2020年 6月12日	△4.9%
第8計算期間	2020年 6月13日～2021年 6月14日	15.4%
第9計算期間	2021年 6月15日～2022年 6月13日	△10.0%
第10計算期間	2022年 6月14日～2023年 6月12日	△1.4%
第11計算期間	2023年 6月13日～2024年 6月12日	2.3%
第12計算期間	2024年 6月13日～2025年 6月12日	2.1%
第13計算期間	2025年 6月13日～2026年 6月12日	1.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2016年 6月14日～2017年 6月12日	184,735,834	381,079,438	779,070,470
第5計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月12日	218,672,762	194,454,120	803,289,112
第6計算期間	2018年 6月13日～2019年 6月12日	88,068,370	169,019,150	722,338,332
第7計算期間	2019年 6月13日～2020年 6月12日	53,799,170	171,980,807	604,156,695
第8計算期間	2020年 6月13日～2021年 6月14日	15,596,825	97,202,565	522,550,955
第9計算期間	2021年 6月15日～2022年 6月13日	28,917,759	65,882,514	485,586,200
第10計算期間	2022年 6月14日～2023年 6月12日	55,709,838	61,771,245	479,524,793

第11計算期間	2023年 6月13日～2024年 6月12日	81,474,567	90,724,586	470,274,774
第12計算期間	2024年 6月13日～2025年 6月12日	72,514,698	62,244,366	480,545,106
第13計算期間	2025年 6月13日～2026年 6月12日	41,429,995	73,496,863	448,478,238

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2016年 6月14日～2017年 6月12日	52,996,282	89,857,718	239,217,372
第5計算期間	2017年 6月13日～2018年 6月12日	41,040,832	28,654,764	251,603,440
第6計算期間	2018年 6月13日～2019年 6月12日	24,909,595	69,804,444	206,708,591
第7計算期間	2019年 6月13日～2020年 6月12日	9,729,285	59,617,945	156,819,931
第8計算期間	2020年 6月13日～2021年 6月14日	4,939,861	32,982,035	128,777,757
第9計算期間	2021年 6月15日～2022年 6月13日	8,574,003	10,245,018	127,106,742
第10計算期間	2022年 6月14日～2023年 6月12日	22,261,999	19,546,213	129,822,528
第11計算期間	2023年 6月13日～2024年 6月12日	20,743,466	29,746,842	120,819,152
第12計算期間	2024年 6月13日～2025年 6月12日	29,278,211	21,527,598	128,569,765
第13計算期間	2025年 6月13日～2026年 6月12日	15,671,780	24,578,936	119,662,609

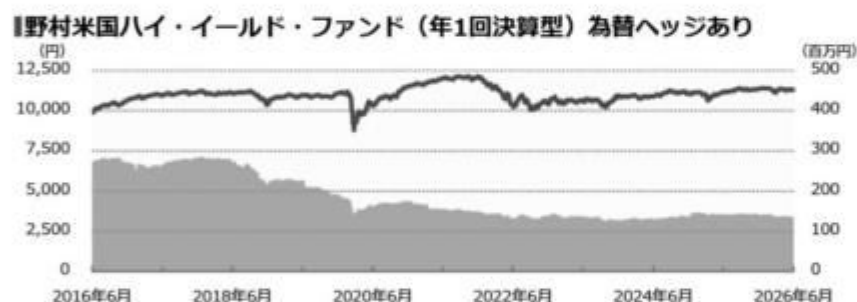
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



運用実績（2026年6月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ 野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

2026年6月	0 円
2025年6月	0 円
2024年6月	0 円
2023年6月	0 円
2022年6月	0 円
設定来累計	0 円

■ 野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

2026年6月	0 円
2025年6月	0 円
2024年6月	0 円
2023年6月	0 円
2022年6月	0 円
設定来累計	0 円

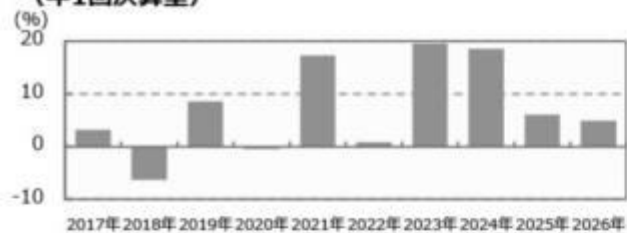
■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（％）	
		米ハイ・年1	米ハイ・ヘッジあり・年1
1	1261229 BC LTD	0.9	0.9
2	TRANSDIGM INC	0.8	0.8
3	DIRECTV FIN LLC/COINC	0.8	0.8
4	RR DONNELLEY & SONS CO	0.6	0.6
5	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	0.6	0.6
6	CELANESE US HOLDINGS LLC	0.5	0.5
7	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	0.5	0.5
8	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	0.4	0.4
9	COREWEAVE INC	0.4	0.4
10	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	0.4	0.4

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ 野村米国ハイ・イールド・ファンド （年1回決算型）



■ 野村米国ハイ・イールド・ファンド （年1回決算型）為替ヘッジあり



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6)スイッチング

スイッチングのお取扱いはありません。

(7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の受付時間に制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。(2013年11月15日設定)

（4）【計算期間】

原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドにつき受益権の口数が20億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同

じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはでき

ません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2025年6月13日から2026年6月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2025年 6月12日現在)	第13期 (2026年 6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,590,598	14,669,581
親投資信託受益証券	977,077,296	1,064,046,928
未収入金	9,180,000	11,190,000
未収利息	141	297
流動資産合計	996,848,035	1,089,906,806
資産合計	996,848,035	1,089,906,806
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,387	2
未払受託者報酬	271,900	297,685
未払委託者報酬	8,972,574	9,823,582
その他未払費用	10,821	17,802
流動負債合計	9,282,682	10,139,071
負債合計	9,282,682	10,139,071
純資産の部		
元本等		
元本	480,545,106	448,478,238
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	507,020,247	631,289,497
（分配準備積立金）	351,866,247	397,319,119
元本等合計	987,565,353	1,079,767,735
純資産合計	987,565,353	1,079,767,735
負債純資産合計	996,848,035	1,089,906,806

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
営業収益		
受取利息	34,446	71,370
有価証券売買等損益	4,014,225	187,529,632
営業収益合計	4,048,671	187,601,002
営業費用		
受託者報酬	540,212	587,805
委託者報酬	17,826,776	19,397,485
その他費用	21,493	30,590
営業費用合計	18,388,481	20,015,880
営業利益又は営業損失（△）	△14,339,810	167,585,122
経常利益又は経常損失（△）	△14,339,810	167,585,122
当期純利益又は当期純損失（△）	△14,339,810	167,585,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	785,725	17,083,935
期首剰余金又は期首欠損金（△）	510,147,334	507,020,247
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,597,629	51,812,334
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,597,629	51,812,334
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,599,181	78,044,271
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,599,181	78,044,271
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	507,020,247	631,289,497

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年 6月13日から2026年 6月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2025年 6月12日現在	第13期 2026年 6月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 480,545,106口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 448,478,238口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0551円 (10,000口当たり純資産額) (20,551円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4076円 (10,000口当たり純資産額) (24,076円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日			第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日		
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 240,606,963円			1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 238,888,282円		
2.分配金の計算過程			2.分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,960,920円	費用控除後の配当等収益額	A	60,285,158円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	36,296,513円
収益調整金額	C	219,712,189円	収益調整金額	C	233,970,378円
分配準備積立金額	D	303,905,327円	分配準備積立金額	D	300,737,448円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	571,578,436円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	631,289,497円
当ファンドの期末残存口数	F	480,545,106口	当ファンドの期末残存口数	F	448,478,238口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,894円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,076円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2025年 6月12日現在	第13期 2026年 6月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
期首元本額 470,274,774円	期首元本額 480,545,106円
期中追加設定元本額 72,514,698円	期中追加設定元本額 41,429,995円
期中一部解約元本額 62,244,366円	期中一部解約元本額 73,496,863円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,624,021	171,138,338
合計	2,624,021	171,138,338

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年6月12日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2026年6月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	高利回り社債オープン マザーファンド	164,968,516	1,064,046,928	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.5%	164,968,516	1,064,046,928 100.0%	
	合計			1,064,046,928	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2025年 6月12日現在)	第13期 (2026年 6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,601,453	2,097,715
親投資信託受益証券	140,661,999	134,514,169
派生商品評価勘定	574,348	393
未収入金	1,110,000	1,600,000
未収利息	34	42
流動資産合計	144,947,834	138,212,319
資産合計	144,947,834	138,212,319
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,360	1,200,387
未払金	5,352	40,516
未払解約金	961,752	509,013
未払受託者報酬	39,107	38,168
未払委託者報酬	1,290,364	1,259,480
その他未払費用	1,497	2,224
流動負債合計	2,299,432	3,049,788
負債合計	2,299,432	3,049,788
純資産の部		
元本等		
元本	128,569,765	119,662,609
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,078,637	15,499,922
（分配準備積立金）	39,967,982	38,885,863
元本等合計	142,648,402	135,162,531
純資産合計	142,648,402	135,162,531
負債純資産合計	144,947,834	138,212,319

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
営業収益		
受取利息	8,510	15,072
有価証券売買等損益	1,062,911	25,255,670
為替差損益	4,661,443	△19,817,538
営業収益合計	5,732,864	5,453,204
営業費用		
受託者報酬	76,034	77,472
委託者報酬	2,508,962	2,556,388
その他費用	464,882	323,313
営業費用合計	3,049,878	2,957,173
営業利益又は営業損失（△）	2,682,986	2,496,031
経常利益又は経常損失（△）	2,682,986	2,496,031
当期純利益又は当期純損失（△）	2,682,986	2,496,031
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	302,986	412,588
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,479,509	14,078,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,132,954	2,061,063
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,132,954	2,061,063
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,913,826	2,723,221
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,913,826	2,723,221
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,078,637	15,499,922

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年 6月13日から2026年 6月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2025年 6月12日現在	第13期 2026年 6月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 128,569,765口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 119,662,609口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1095円 (10,000口当たり純資産額) (11,095円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1295円 (10,000口当たり純資産額) (11,295円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日																																																												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マ ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限 の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 240,606,963円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マ ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限 の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 238,888,282円																																																												
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,228,179円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>38,925,246円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>33,739,803円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>78,893,228円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>128,569,765口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象 額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>6,136円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,228,179円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	38,925,246円	分配準備積立金額	D	33,739,803円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,893,228円	当ファンドの期末残存口数	F	128,569,765口	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10,000	6,136円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,094,069円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>40,677,280円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>32,791,794円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>79,563,143円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>119,662,609口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象 額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>6,648円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,094,069円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	40,677,280円	分配準備積立金額	D	32,791,794円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,563,143円	当ファンドの期末残存口数	F	119,662,609口	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10,000	6,648円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,228,179円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	38,925,246円																																																											
分配準備積立金額	D	33,739,803円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,893,228円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	128,569,765口																																																											
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10,000	6,136円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,094,069円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	40,677,280円																																																											
分配準備積立金額	D	32,791,794円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	79,563,143円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	119,662,609口																																																											
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10,000	6,648円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
3.その他費用 その他費用のうち456,032円は、外貨建資産の保管等に要す る費用であります。	3.その他費用 その他費用のうち313,494円は、外貨建資産の保管等に要す る費用であります。																																																												

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2024年 6月13日 至 2025年 6月12日	第13期 自 2025年 6月13日 至 2026年 6月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

(2)金融商品の時価等に関する事項

(関連当事者との取引に関する注記)

(その他の注記)

2 有価証券関係

3 デリバティブ取引関係

51/115

市場取引以外の取引 為替予約取引								
売建	137,329,520	—	136,756,532	572,988	129,223,641	—	130,423,635	△1,199,994
米ドル	137,329,520	—	136,756,532	572,988	129,223,641	—	130,423,635	△1,199,994
合計	137,329,520	—	136,756,532	572,988	129,223,641	—	130,423,635	△1,199,994

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2026年6月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2026年6月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	高利回り社債オープン マザーファンド	20,854,910	134,514,169	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.5%	20,854,910	134,514,169 100.0%	
	合計			134,514,169	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

「野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）」および「野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり」は「高利回り社債オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

高利回り社債オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2026年 6月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,459,032,836
コール・ローン	646,997,966
株式	134,326,630
新株予約権証券	3,914,959
社債券	39,201,683,443

(2026年 6月12日現在)

未収入金	300,031,959
未収利息	667,485,608
前払費用	28,623,370
流動資産合計	42,442,096,771
資産合計	42,442,096,771
負債の部	
流動負債	
未払金	202,370,211
未払解約金	158,226,000
流動負債合計	360,596,211
負債合計	360,596,211
純資産の部	
元本等	
元本	6,524,293,322
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,557,207,238
元本等合計	42,081,500,560
純資産合計	42,081,500,560
負債純資産合計	42,442,096,771

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2026年 6月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6.4500円
(10,000口当たり純資産額)	(64,500円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2025年 6月13日
至 2026年 6月12日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年 6月12日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

新株予約権証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2026年 6月12日現在

期首	2025年 6月13日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	7,437,280,951円
同期中における追加設定元本額	333,177,985円
同期中における一部解約元本額	1,246,165,614円
期末元本額	6,524,293,322円
期末元本額の内訳＊	
高利回り社債オープン	3,382,686,220円
高利回り社債オープン・為替ヘッジ	640,050,508円
野村米国ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）	1,956,341,187円
野村米国ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）為替ヘッジあり	156,728,280円
高利回り社債オープン・為替ヘッジ（年1回決算型）	43,539,857円
高利回り社債オープン（年1回決算型）	49,848,930円
野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）	164,968,516円
野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり	20,854,910円
ラップ専用・米国ハイ・イールド債券アクティブ	101,218,499円
高利回り社債オープンV A（適格機関投資家専用）	8,056,415円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2026年6月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	CARNELIAN POINT HOLDINGS COM	528	1.64	867.76	
		CARNELIAN POINT HOLDINGS LP A1 B COM	91,702	1.64	150,712.23	
		CURO GROUP HOLDINGS LLC COMMON SHS	3,572	11.50	41,078.00	
		ENDO GUC TRUST-CL A	80,870	0.16	12,939.20	
		ENDO INC	9,360	22.27	208,537.14	
		TPC HOLDINGS INC COM	2,392	21.00	50,232.00	
		CLOUD PEAK ENERGY INC	1,250	0.00	0.00	
		UC HOLDINGS INC	43,025	2.00	86,050.00	
		DIRECTBUY HOLDINGS INC	4,851	0.00	0.00	
		MALLINCKRODT PLC	306	94.00	28,764.00	

	小計	銘柄数：10			579,180.33 (92,773,105)	
		組入時価比率：0.2%			69.1%	
	ユーロ	ARDAGH HOLDINGS SA 144A	39,000	5.75	224,250.00	
		小計 銘柄数：1			224,250.00 (41,553,525)	
		組入時価比率：0.1%			30.9%	
合計					134,326,630 (134,326,630)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2026年6月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	米ドル	CHPPR HOLDINGS 1145 DOT WARR	140.00	18,200.00	
		CHPPR HOLDINGS TRANCHE 1 WARR	778.00	0.00	
		CHPPR HOLDINGS TRANCHE 2 WARR	368.00	0.00	
		CURO GROUP HOLDINGS LLC WRT	6,241.00	6,241.00	
	小計	銘柄数：4	7,527.00	24,441.00 (3,914,959)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			3,914,959 (3,914,959)	
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	250,000.00	247,507.57	
		1011778 BC / NEW RED FIN	1,000,000.00	942,914.50	
		1261229 BC LTD	2,238,000.00	2,292,193.17	
		1839688 ALBERTA ULC	145,376.00	0.00	
		ABBVIE INC	125,000.00	124,316.00	
		ACADEMY LTD	200,000.00	199,999.72	
		ACRISURE LLC / FIN INC	250,000.00	241,926.07	
		ACRISURE LLC / FIN INC	200,000.00	187,062.54	
		ACRISURE LLC / FIN INC	275,000.00	265,973.12	
		ACRISURE LLC / FIN INC	325,000.00	316,323.89	
		ACRISURE LLC / FIN INC	25,000.00	23,477.49	
		ADAMS HOMES INC	750,000.00	775,900.50	
		ADT SEC CORP	425,000.00	407,882.87	
		ADT SEC CORP	225,000.00	220,054.25	
		ADVANCE AUTO PARTS	300,000.00	311,458.50	
		AES CORP/THE	150,000.00	152,778.30	
		AES CORP/THE	75,000.00	73,687.87	
		AETHON UN/AETHIN UN FIN	325,000.00	338,969.15	
		AFFINITY GAMING	400,000.00	228,300.00	
		ALBERTSONS COS INC	225,000.00	220,764.91	

ALBERTSONS COS INC	325,000.00	317,556.91	
ALBERTSONS COS INC	350,000.00	335,468.94	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY	375,000.00	379,237.50	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY	450,000.00	438,218.59	
ALBERTSONS COS/SAFEWAY	100,000.00	99,699.88	
ALBION FINANCING ISARL /	400,000.00	413,278.80	
ALCOA NEDERLAND HOLDING	400,000.00	415,635.96	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES	200,000.00	197,589.92	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES	127,000.00	125,518.78	
ALLEN MEDIA LLC/CO-ISSR	275,000.00	111,375.00	
ALLIED UNIVERSAL	1,000,000.00	990,754.30	
ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	750,000.00	783,971.25	
ALLISON TRANSMISSION INC	150,000.00	139,899.18	
ALLISON TRANSMISSION INC	175,000.00	174,459.09	
ALLY FINANCIAL INC	400,000.00	411,761.52	
ALPHA GENERATION LLC	175,000.00	177,808.57	
ALPHA GENERATION LLC	325,000.00	319,028.22	
ALTA EQUIPMENT GROUP	250,000.00	240,323.10	
ALTICE FINANCING SA	200,000.00	153,233.40	
ALTICE FINANCING SA	200,000.00	142,925.64	
ALTICE FRAN LUX 3/HOLD 1	425,000.00	420,747.90	
ALTICE FRANCE SA	148,460.00	151,443.00	
ALTICE FRANCE SA	148,461.00	145,008.56	
ALTICE FRANCE SA	98,974.00	96,488.54	
ALTICE FRANCE SA	519,612.00	504,042.13	
ALTICE FRANCE SA	890,762.00	867,455.47	
AMC ENTERTAINMENT HLDGS	450,000.00	399,196.83	
AMC NETWORKS INC	139,000.00	123,247.99	
AMC NETWORKS INC	256,000.00	264,639.74	
AMENTUM ESCROW CORP	300,000.00	309,321.90	
AMERICAN AIRLINES INC	225,000.00	228,136.95	
AMERICAN AIRLINES/AADVAN	225,000.00	224,906.91	
AMERICAN AXLE & MFG INC	450,000.00	438,843.60	
AMERICAN AXLE & MFG INC	75,000.00	74,722.40	
AMERICAN AXLE & MFG INC	50,000.00	49,576.90	
AMERICAN ELECTRIC POWER	175,000.00	182,073.32	
AMERICAN ELECTRIC POWER	125,000.00	133,361.62	
AMERIGAS PART/FIN CORP	300,000.00	307,858.80	
AMERIGAS PART/FIN CORP	75,000.00	80,814.02	
AMERIGAS PART/FIN CORP	200,000.00	202,864.40	
AMN HEALTHCARE INC	375,000.00	363,143.47	
AMN HEALTHCARE INC	125,000.00	125,475.86	

ANTERO MIDSTREAM PART/FI	500,000.00	495,268.20
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	150,000.00	148,042.50
ANYWHERE RE GRP/REALOGY	150,000.00	160,819.65
ANYWHERE REAL EST	608,800.00	611,514.88
APH/APH2/APH3/AQUARIAN	475,000.00	476,403.62
API ESCROW CORP	125,000.00	122,876.98
API GROUP DE INC	100,000.00	99,161.29
APLD COMPUTECO 3 LLC	250,000.00	250,317.51
APLD COMPUTECO LLC	550,000.00	594,236.57
ARBOR REALTY SR INC	100,000.00	97,502.38
ARBOR REALTY SR INC	225,000.00	208,119.82
ARD FINANCE SA	1.00	0.01
ARDAGH GROUP	168,000.00	179,132.18
ARDAGH GROUP SA	207,150.00	187,211.81
ARDAGH METAL PACKAGING	400,000.00	384,242.32
ARDAGH METAL PACKAGING	200,000.00	189,860.90
ARDAGH METAL PACKAGING	200,000.00	201,925.20
ARSENAL AIC PARENT LLC	225,000.00	235,646.32
ARSENAL AIC PARENT LLC	300,000.00	323,408.40
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	352,000.00	394,961.60
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	125,000.00	127,168.50
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	125,000.00	126,879.37
ASHLAND INC	50,000.00	46,205.62
ASHTON WOODS USA/FINANCE	250,000.00	241,442.07
ASHTON WOODS USA/FINANCE	300,000.00	284,523.48
ASHTON WOODS USA/FINANCE	100,000.00	98,594.72
ASURION LLC/ASURION CO	350,000.00	362,064.84
ASURION LLC/ASURION CO	350,000.00	340,645.91
AT&T INC	175,000.00	114,176.00
AT&T INC	675,000.00	659,834.20
ATHENAHEALTH GROUP INC	1,000,000.00	958,566.10
ATI INC	175,000.00	182,453.42
ATI INC	25,000.00	25,306.87
ATLAS LUXCO 4 / ALL UNI	400,000.00	394,073.36
AVANTOR FUNDING INC	825,000.00	788,263.24
AVATION GROUP S PTE LTD	400,000.00	360,698.64
AVIENT CORP	350,000.00	354,937.80
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	650,000.00	642,473.12
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	100,000.00	101,625.00
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	150,000.00	153,673.35
AXON ENTERPRISE INC	400,000.00	408,968.00
AXON ENTERPRISE INC	150,000.00	153,230.85
AZORRA FINANCE	250,000.00	259,396.75

AZORRA FINANCE	200,000.00	205,722.80	
AZORRA FINANCE	150,000.00	143,710.27	
BAFFINLAND IRON CORP/LP	375,000.00	170,625.00	
BALDWIN INSUR GRP/FIN	300,000.00	300,247.80	
BASIC ENERGY ESCROW	200,000.00	3,000.00	
BAUSCH & LOMB ESCROW COR	450,000.00	462,847.50	
BAUSCH HEALTH AMERICAS	250,000.00	249,316.25	
BAUSCH HEALTH COS INC	150,000.00	130,337.25	
BAUSCH HEALTH COS INC	250,000.00	211,463.07	
BAUSCH HEALTH COS INC	295,000.00	304,833.82	
BAUSCH HEALTH COS INC	75,000.00	53,062.50	
BAUSCH HEALTH COS INC	75,000.00	70,650.00	
BCPE FLAVOR DEBT/ISSUER	200,000.00	180,734.54	
BEACH ACQUISITION BIDCO	632,429.00	707,460.37	
BEAZER HOMES USA	425,000.00	430,664.40	
BEAZER HOMES USA	200,000.00	202,475.60	
BIG RIVER STEEL/BRS FIN	230,000.00	230,249.78	
BLACK PEARL COMPUTE LLC	225,000.00	227,805.42	
BLACKSTONE MORTGAGE TR	375,000.00	389,163.00	
BLOCK INC	225,000.00	225,277.42	
BLOCK INC	175,000.00	178,557.96	
BLOCK INC	200,000.00	200,441.56	
BOEING CO	225,000.00	245,241.02	
BOEING CO	125,000.00	141,520.41	
BOMBARDIER INC	150,000.00	157,684.42	
BOMBARDIER INC	125,000.00	129,711.11	
BOMBARDIER INC	150,000.00	150,585.75	
BOND US BIDCO 1/2/3/G1/2	200,000.00	201,010.00	
BORR IHC LTD / BORR FIN	175,728.15	186,359.80	
BOYD GAMING CORP	750,000.00	720,335.85	
BRAND INDUSTRIAL SERVICE	250,000.00	214,688.56	
BREAKWATER ENRGY HOLD	250,000.00	265,558.75	
BRINK'S CO/THE	225,000.00	229,959.90	
BRINK'S CO/THE	300,000.00	306,138.00	
BRUNDAGE-BONE CONCRETE	325,000.00	336,562.26	
BUCKEYE PARTNERS LP	300,000.00	307,464.90	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	400,000.00	390,889.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	550,000.00	554,384.60	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,150,000.00	1,147,562.80	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	325,000.00	328,002.02	
C&W SENIOR FINANCE LTD	200,000.00	202,985.60	
CALIFORNIA BUYER/ATLANTI	300,000.00	299,003.22	

CALIFORNIA RESOURCES CRP	199,000.00	207,629.83
CALIFORNIA RESOURCES CRP	50,000.00	50,385.55
CAMELOT RETURN MERGER SU	125,000.00	77,977.62
CARNIVAL CORP LTD	150,000.00	149,740.38
CARNIVAL CORP LTD	300,000.00	304,316.70
CARNIVAL CORP LTD	625,000.00	627,617.50
CARNIVAL CORP LTD	625,000.00	629,566.87
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	125,000.00	121,832.11
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	459,000.00	423,155.68
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,200,000.00	1,063,488.24
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,736,000.00	1,519,052.77
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	400,000.00	388,554.58
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	100,000.00	85,437.48
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	250,000.00	208,151.62
CELANESE US HOLDINGS LLC	150,000.00	155,296.95
CELANESE US HOLDINGS LLC	550,000.00	579,729.70
CELANESE US HOLDINGS LLC	1,125,000.00	1,205,043.75
CELANESE US HOLDINGS LLC	50,000.00	52,178.30
CENTENE CORP	250,000.00	243,130.90
CENTENE CORP	150,000.00	135,764.74
CENTURY ALUMINUM COMPANY	275,000.00	284,236.42
CENTURY COMMUNITIES	350,000.00	348,715.92
CHC GROUP LLC	250,000.00	207,975.40
CHEMOURS CO	445,000.00	444,715.06
CHEMOURS CO	100,000.00	95,532.63
CHEMOURS CO	300,000.00	304,659.18
CHEMOURS CO	350,000.00	352,724.04
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	50,000.00	48,564.25
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	450,000.00	442,910.34
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	600,000.00	534,841.56
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	400,000.00	374,276.52
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	142,000.00	129,733.17
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	274,000.00	294,513.55
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	325,000.00	336,155.62
CINEMARK USA INC	175,000.00	174,336.76
CINEMARK USA INC	225,000.00	232,107.75
CIPHER COMPUTE LLC	275,000.00	286,093.17
CITGO PETROLEUM CORP	325,000.00	335,688.27
CIVITAS RESOURCES INC	575,000.00	607,597.32
CIVITAS RESOURCES INC	475,000.00	526,173.17
CLARIOS GLOBAL LP/US FIN	350,000.00	360,098.48
CLARIOS GLOBAL LP/US FIN	175,000.00	178,578.59
CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	400,000.00	401,268.80

CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	425,000.00	426,494.25	
CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	275,000.00	286,765.32	
CLEVELAND-CLIFFS INC	400,000.00	408,320.40	
CLEVELAND-CLIFFS INC	50,000.00	50,352.15	
CLEVELAND-CLIFFS INC	200,000.00	186,552.16	
CLEVELAND-CLIFFS INC	50,000.00	51,382.35	
CLEVELAND-CLIFFS INC	250,000.00	252,817.50	
CLEVELAND-CLIFFS INC	225,000.00	230,035.41	
CLOUD PEAK ENRGY	1,400,000.00	0.00	
CLOUD SOFTWARE GRP INC	300,000.00	295,499.30	
CLOUD SOFTWARE GRP INC	100,000.00	96,132.62	
CLOUD SOFTWARE GRP INC	125,000.00	111,550.72	
CLYDESDALE ACQUISITION	100,000.00	99,055.78	
CLYDESDALE ACQUISITION	100,000.00	97,879.74	
CLYDESDALE ACQUISITION	225,000.00	216,279.78	
CLYDESDALE ACQUISITION	400,000.00	381,853.36	
CNX RESOURCES CORP	150,000.00	146,639.17	
COINBASE GLOBAL INC	865,000.00	824,702.67	
COINBASE GLOBAL INC	764,000.00	664,821.56	
COLUMBUS MCKINNON CORP	100,000.00	99,559.00	
COMMERCIAL METALS CO	200,000.00	188,331.54	
COMMERCIAL METALS CO	250,000.00	249,222.62	
COMMERCIAL METALS CO	100,000.00	99,617.58	
COMSTOCK RESOURCES INC	475,000.00	464,366.84	
COMSTOCK RESOURCES INC	125,000.00	121,826.12	
COMSTOCK RESOURCES INC	100,000.00	93,447.83	
CONCENTRA ESCROW ISSUER	275,000.00	284,278.77	
CONDOR MERGER SUB INC	268,000.00	231,893.21	
CONNECT FINCO SARL/CONNE	400,000.00	420,804.80	
CONSTELLATION ENERGY GEN	525,000.00	525,014.43	
CORE SCIENTIFIC FINANCE	550,000.00	559,251.74	
COREWEAVE INC	725,000.00	736,262.21	
COREWEAVE INC	225,000.00	225,825.08	
COREWEAVE INC	1,100,000.00	1,119,738.62	
COREWEAVE INC	200,000.00	200,375.00	
CORNERSTONE BUILDING	75,000.00	14,608.80	
CORNERSTONE BUILDING	75,000.00	46,517.93	
CP ATLAS BUYER INC	75,000.00	69,309.13	
CQP HOLDCO LP/BIP-V CHIN	500,000.00	491,177.75	
CRESCENT ENERGY FINANCE	275,000.00	276,160.50	
CRESCENT ENERGY FINANCE	225,000.00	229,925.47	
CRESCENT ENERGY FINANCE	250,000.00	253,310.24	

CROCS INC	475,000.00	461,843.21
CROSSCOUNTRY INTER	250,000.00	246,477.37
CROSSCOUNTRY INTER	200,000.00	192,103.66
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	125,665.94
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	58,888.42
CSC HOLDINGS LLC	400,000.00	259,997.56
CSC HOLDINGS LLC	400,000.00	246,445.20
CSC HOLDINGS LLC	750,000.00	193,125.00
CSC HOLDINGS LLC	500,000.00	293,876.05
CSC HOLDINGS LLC	600,000.00	353,511.00
CVR ENERGY INC	200,000.00	201,318.40
CVR ENERGY INC	50,000.00	50,089.84
CVS HEALTH CORP	75,000.00	77,933.92
CVS HEALTH CORP	375,000.00	390,142.87
DARLING INGREDIENTS INC	275,000.00	277,155.72
DAVITA INC	450,000.00	463,636.35
DAVITA INC	150,000.00	154,501.80
DEALER TIRE LLC/DT ISSR	150,000.00	148,874.55
DELEK LOG PART/FINANCE	433,000.00	450,964.73
DELEK LOG PART/FINANCE	225,000.00	230,822.55
DELEK LOG PART/FINANCE	250,000.00	251,713.75
DEXKO GLOBAL INC	463,500.00	394,331.89
DIG INTL FIN/DIFL US LLC	200,000.00	205,354.00
DIGICEL GROUP HOLDINGS	241,007.74	12,050.38
DIGICEL GROUP HOLDINGS	749,698.72	7,496.98
DIRECTV FIN LLC/COINC	725,000.00	753,605.60
DIRECTV FIN LLC/COINC	2,075,000.00	2,117,823.85
DIRECTV FINANCING LLC	175,000.00	178,631.75
DIRECTV FINANCING LLC	250,000.00	255,824.00
DIRECTV HOLDINGS/FING	32,000.00	32,027.96
DISCOVERY COMMUNICATIONS	525,000.00	526,609.17
DISCOVERY COMMUNICATIONS	225,000.00	210,340.19
DISCOVERY COMMUNICATIONS	75,000.00	58,500.00
DISCOVERY COMMUNICATIONS	50,000.00	40,875.00
DISCOVERY HOLDINGS INC	75,000.00	68,617.50
DISCOVERY HOLDINGS INC	250,000.00	248,208.70
DISCOVERY HOLDINGS INC	50,000.00	45,538.50
DISCOVERY HOLDINGS INC	750,000.00	548,437.50
DISCOVERY HOLDINGS INC	34,000.00	23,186.98
DISH DBS CORP	100,000.00	99,953.85
DISH DBS CORP	700,000.00	708,263.50
DISH DBS CORP	400,000.00	386,759.48
DISH DBS CORP	75,000.00	74,118.46

DISH DBS CORP	775,000.00	707,633.12	
DISH NETWORK CORP	350,000.00	360,213.00	
DREAM FINDERS HOMES INC	175,000.00	179,744.60	
DREAM FINDERS HOMES INC	200,000.00	195,637.38	
ECHOSTAR CORP	975,000.00	1,057,250.02	
ECHOSTAR CORP	300,000.00	306,228.75	
EDISON INTERNATIONAL	275,000.00	281,341.77	
EFESTO BIDCO SPA/US LLC	400,000.00	395,941.20	
ELK GROVE VILLAGE PROPER	125,000.00	126,469.46	
EMERALD DEBT MERGER	325,000.00	330,576.67	
EMPIRE COMMUNITIES CORP	225,000.00	230,249.25	
EMPIRE RESORTS INC	200,000.00	199,634.18	
ENCOMPASS HEALTH CORP	125,000.00	125,220.62	
ENERGY TRANSFER LP	225,000.00	231,623.32	
ENERGY TRANSFER LP	325,000.00	328,111.55	
ENERGY TRANSFER LP	200,000.00	202,486.40	
EQUIPMENTSHARE.COM INC	500,000.00	524,366.90	
EQUIPMENTSHARE.COM INC	175,000.00	181,818.31	
EW SCRIPPS CO	275,000.00	250,285.21	
EXCELERATE ENERGY LP	425,000.00	447,519.90	
FERRELLGAS ESCROW LLC/FG	675,000.00	658,504.01	
FERRELLGAS LP/FERRELLGAS	325,000.00	342,536.35	
FIESTA PURCHASER INC	125,000.00	121,553.32	
FIRST QUANTUM MINERALS L	400,000.00	419,300.80	
FIRST QUANTUM MINERALS L	200,000.00	197,267.70	
FIRSTCASH INC	150,000.00	147,861.61	
FIRSTCASH INC	175,000.00	180,048.92	
FIVE POINT OPERATING CO	200,000.00	203,487.40	
FLASH COMPUTE LLC	150,000.00	154,658.24	
FMC CORP	175,000.00	159,721.11	
FMC CORP	175,000.00	182,478.96	
FMC CORP	275,000.00	243,680.99	
FMC CORP	100,000.00	76,664.24	
FMG RESOURCES AUG 2006	378,000.00	361,040.68	
FORESTAR GROUP INC	275,000.00	274,179.70	
FORTRESS TRANS & INFRAST	425,000.00	424,999.78	
FORTRESS TRANS & INFRAST	200,000.00	207,130.00	
FORTRESS TRANS & INFRAST	375,000.00	386,852.61	
FORTRESS TRANS & INFRAST	325,000.00	323,246.98	
FREEDOM MORTGAGE CORP	300,000.00	324,167.40	
FREEDOM MORTGAGE HOLD	175,000.00	181,225.87	
FREEDOM MORTGAGE HOLD	225,000.00	215,689.45	

FREEDOM MORTGAGE HOLD	200,000.00	206,282.80
FREEDOM MORTGAGE HOLD	100,000.00	101,141.30
FREEDOM MORTGAGE HOLD	175,000.00	169,790.04
FS KKR CAPITAL CORP	75,000.00	75,183.46
FULL HOUSE RESORTS INC	350,000.00	345,625.00
FXI HOLDINGS INC	310,083.00	85,272.82
FXI HOLDINGS INC	481,400.00	401,969.00
GARDA WORLD SECURITY	175,000.00	178,232.25
GARDA WORLD SECURITY	150,000.00	154,662.97
GARDA WORLD SECURITY	50,000.00	51,796.95
GENESEE & WYOMING INC	400,000.00	406,475.20
GENESIS ENERGY LP/FIN	350,000.00	367,119.55
GENESIS ENERGY LP/FIN	250,000.00	259,708.25
GENESIS ENERGY LP/FIN	200,000.00	209,652.80
GENESIS ENERGY LP/FIN	50,000.00	50,066.95
GENMAB A/S/GENMAB FIN	200,000.00	202,452.40
GENMAB A/S/GENMAB FIN	400,000.00	413,626.80
GENON ESCROW CORP	1,798,000.00	0.00
GEO GROUP INC/THE	175,000.00	182,648.37
GEO GROUP INC/THE	350,000.00	378,541.45
GFL ENVIRONMENTAL HOL	125,000.00	121,841.82
GFL ENVIRONMENTAL INC	250,000.00	258,151.50
GLATFELTER	200,000.00	188,250.38
GLATFELTER	50,000.00	48,911.00
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK	400,000.00	393,704.00
GLOBAL MARINE INC	388,000.00	393,300.46
GLOBAL PART/GLP FINANCE	200,000.00	202,773.20
GOEASY LTD	125,000.00	121,924.98
GOEASY LTD	225,000.00	198,447.30
GOEASY LTD	150,000.00	131,086.02
GOODYEAR TIRE & RUBBER	325,000.00	281,931.74
GOODYEAR TIRE & RUBBER	600,000.00	597,714.90
GPS HOSPITALITY HOLDING	575,000.00	270,250.00
GRAFTECH GLOBAL ENTERPRI	375,000.00	292,500.00
GRAY ESCROW II INC	750,000.00	535,875.00
GRAY MEDIA INC	100,000.00	75,560.19
GRAY MEDIA INC	325,000.00	317,650.19
GRAY MEDIA INC	125,000.00	124,125.50
HARVEST MIDSTREAM I LP	200,000.00	206,685.20
HARVEST MIDSTREAM I LP	150,000.00	152,215.95
HAWKER BEEHCRAFT ESCROW	200,000.00	0.00
HELLAS II	1,700,000.00	0.00
HERC HOLDINGS INC	100,000.00	99,963.09

HERC HOLDINGS INC	100,000.00	98,751.29	
HERTZ CORP/THE	69,000.00	66,120.80	
HERTZ CORP/THE	200,000.00	182,863.32	
HERTZ CORP/THE	75,000.00	32,209.12	
HESS MIDSTREAM OPERATION	125,000.00	128,019.75	
HESS MIDSTREAM OPERATION	200,000.00	199,993.98	
HILCORP ENERGY I/HILCORP	498,000.00	499,693.20	
HILCORP ENERGY I/HILCORP	100,000.00	98,656.75	
HILCORP ENERGY I/HILCORP	175,000.00	172,445.00	
HILCORP ENERGY I/HILCORP	50,000.00	53,068.45	
HILCORP ENERGY I/HILCORP	125,000.00	126,505.00	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	575,000.00	543,145.11	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	225,000.00	225,603.00	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	300,000.00	274,217.97	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	250,000.00	252,050.00	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	225,000.00	226,422.67	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	150,000.00	148,428.46	
HILTON GRAND VAC BOR ESC	465,000.00	451,787.07	
HOWARD MIDSTREAM ENERGY	250,000.00	259,562.50	
HOWARD MIDSTREAM ENERGY	275,000.00	278,713.05	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	550,000.00	545,942.92	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	325,000.00	322,539.62	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	350,000.00	302,524.77	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	375,000.00	374,201.02	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	500,000.00	480,380.00	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	875,000.00	851,637.50	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	425,000.00	362,312.50	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	300,000.00	277,314.00	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	440,000.00	385,000.00	
ILIAD HOLDING SAS	200,000.00	212,136.00	
ILIAD HOLDING SAS	200,000.00	203,077.60	
IMOLA MERGER CORP	850,000.00	834,476.53	
INDUSTRIAL F&B INV	250,000.00	253,115.50	
INNOPHOS HOLDINGS INC	373,125.00	356,993.35	
INSULET CORPORATION	225,000.00	228,048.97	
ION PLATFORM FINANCE S.A	200,000.00	183,614.48	
IQVIA INC	225,000.00	229,838.87	
IRON MOUNTAIN INC	300,000.00	306,784.80	
IRON MOUNTAIN INC	390,000.00	382,225.23	
IRON MOUNTAIN INC	550,000.00	543,958.52	
IRON MOUNTAIN INC	725,000.00	731,643.90	
IRON MOUNTAIN INFO MGMT	625,000.00	598,042.56	

JACOBS ENTERTAINMENT INC	250,000.00	244,905.00
JANE STREET GRP/JSG FIN	300,000.00	295,902.27
JANE STREET GRP/JSG FIN	275,000.00	278,160.85
JB POINDEXTER & CO INC	275,000.00	279,108.77
JEFFERIES FIN LLC / JFIN	200,000.00	196,981.96
JEFFERSON CAPITAL HOLDIN	325,000.00	341,212.95
JEFFERSON CAPITAL HOLDIN	650,000.00	684,006.70
JELD-WEN INC	100,000.00	58,907.62
JETBLUE AIRWAYS/LOYALTY	175,000.00	150,100.90
JH NORTH AMERICA HOLDING	150,000.00	150,303.14
JH NORTH AMERICA HOLDING	125,000.00	125,527.83
K HOVNIANIAN ENTERPRISES	75,000.00	76,216.80
K HOVNIANIAN ENTERPRISES	100,000.00	101,669.00
KAISER ALUMINUM CORP	250,000.00	239,017.32
KAISER ALUMINUM CORP	150,000.00	148,800.79
KB HOME	100,000.00	101,834.20
KB HOME	350,000.00	326,341.57
KEHE DIST/FIN / NEXTWAVE	375,000.00	392,255.62
KEHE DIST/FIN / NEXTWAVE	125,000.00	126,669.32
KENNEDY-WILSON INC	500,000.00	507,577.50
KIOXIA HOLDINGS CORP	200,000.00	206,420.10
KIOXIA HOLDINGS CORP	200,000.00	209,506.32
KODIAK GAS SERVICES LLC	175,000.00	175,544.60
KODIAK GAS SERVICES LLC	250,000.00	253,777.75
KRAKEN OIL & GAS PARTNER	525,000.00	534,276.22
KRAKEN OIL & GAS PARTNER	75,000.00	74,778.37
KROGER CO	725,000.00	682,078.55
KROGER CO	50,000.00	47,120.77
L BRANDS INC	500,000.00	491,182.70
LAMAR MEDIA CORP	225,000.00	221,562.18
LBM ACQUISITION LLC	250,000.00	156,107.15
LCM INVESTMENTS HOLDINGS	200,000.00	208,739.40
LD HOLDINGS GROUP LLC	325,000.00	280,905.23
LEVEL 3 FINANCING INC	54,000.00	52,717.50
LEVEL 3 FINANCING INC	100,000.00	102,262.90
LEVEL 3 FINANCING INC	300,000.00	308,146.20
LEVEL 3 FINANCING INC	100,000.00	107,195.90
LEVEL 3 FINANCING INC	75,000.00	76,844.64
LFS TOPCO LLC	375,000.00	373,200.86
LGI HOMES INC	275,000.00	284,278.77
LGI HOMES INC	95,000.00	87,457.50
LGI HOMES INC	100,000.00	96,586.77
LIFE TIME INC	400,000.00	405,555.60

LIFEPOINT HEALTH INC	175,000.00	184,453.34	
LIFEPOINT HEALTH INC	100,000.00	103,718.20	
LIFEPOINT HEALTH INC	250,000.00	252,097.75	
LIFEPOINT HEALTH INC	300,000.00	289,755.63	
LITHIA MOTORS INC	712,000.00	681,967.48	
LIVE NATION ENTERTAINMEN	575,000.00	572,902.51	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	75,000.00	75,881.62	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	300,000.00	289,084.49	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	25,000.00	24,284.00	
MACY'S RETAIL HLDGS LLC	700,000.00	551,026.21	
MACY'S RETAIL HLDGS LLC	25,000.00	17,337.89	
MAGNOLIA OIL GAS/MAG FIN	250,000.00	257,064.75	
MAJORDRIVE HOLDINGS IV L	350,000.00	291,908.36	
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	375,000.00	369,577.80	
MATADOR RESOURCES CO	75,000.00	76,072.20	
MATADOR RESOURCES CO	250,000.00	251,220.00	
MATADOR RESOURCES CO	125,000.00	123,313.10	
MATTAMY GROUP CORP	325,000.00	311,543.34	
MAV ACQUISITION CORP	200,000.00	200,944.64	
MCGRAW-HILL EDUCATION	100,000.00	102,072.60	
MEDLINE BORROWER/MEDL CO	117,000.00	119,908.15	
MELCO RESORTS FINANCE	200,000.00	204,804.24	
MELCO RESORTS FINANCE	200,000.00	196,808.92	
MERIDIAN ARC HOLDCO LLC	875,000.00	875,648.09	
MERISANT ESCROW	600,000.00	0.00	
MERLIN ENTERTAINMENTS GR	200,000.00	164,560.08	
MGM RESORTS INTL	275,000.00	274,463.00	
MICHAELS COS INC/THE	300,000.00	291,433.09	
MICHAELS COS INC/THE	50,000.00	47,295.32	
MIDCAP FINANCIAL ISSR TR	400,000.00	399,344.60	
MIDCONTINENT COMMUNICATI	150,000.00	132,828.67	
MIDWEST VANADIUM PTY LTD	139,736.16	0.00	
MILLROSE PROPERTIES INC	450,000.00	456,195.60	
MILLROSE PROPERTIES INC	175,000.00	175,632.80	
MINERAL RESOURCES LTD	155,000.00	160,831.65	
MINERAL RESOURCES LTD	100,000.00	103,477.57	
MINERAL RESOURCES LTD	125,000.00	124,179.32	
MINERAL RESOURCES LTD	125,000.00	123,925.50	
MITER BRAND / MIWD BORR	150,000.00	148,143.75	
MIWD HOLDCO II/MIWD FIN	75,000.00	70,339.81	
MOBIUS MERGER SUB	50,000.00	33,795.25	
MOLINA HEALTHCARE INC	125,000.00	127,032.25	

MOLINA HEALTHCARE INC	450,000.00	405,499.27
MOSS CREEK RESOURCES HLD	300,000.00	305,873.85
MOTION BONDCO DAC	200,000.00	188,594.26
MOZART DEBT MERGER SUB	400,000.00	398,746.68
MPH ACQUISITION HOLDINGS	422,781.00	398,822.00
MPH ACQUISITION HOLDINGS	25,000.00	20,334.75
MPT OPER PARTNERSP/FINL	1,025,000.00	999,915.27
MPT OPER PARTNERSP/FINL	125,000.00	89,028.17
MPT OPER PARTNERSP/FINL	175,000.00	181,454.87
MRT MID PART/MRT MID FIN	400,000.00	410,469.20
MURPHY OIL CORP	300,000.00	301,567.20
MURPHY OIL CORP	100,000.00	100,678.60
MURPHY OIL USA INC	250,000.00	233,490.90
MURPHY OIL USA INC	150,000.00	150,194.10
MUVICO LLC	760,575.00	828,017.96
NABORS INDUSTRIES INC	250,000.00	260,977.25
NABORS INDUSTRIES INC	125,000.00	129,534.12
NASSAU COMPANIES OF NY	125,000.00	120,043.48
NAVIENT CORP	50,000.00	48,846.69
NAVIENT CORP	375,000.00	375,987.75
NAVIENT CORP	250,000.00	261,433.80
NAVIENT CORP	50,000.00	49,018.75
NCL CORPORATION LTD	250,000.00	240,617.65
NCL CORPORATION LTD	375,000.00	369,861.26
NCL CORPORATION LTD	50,000.00	47,583.96
NCR CORP	375,000.00	367,444.61
NEPTUNE BIDCO US INC	475,000.00	484,698.45
NEPTUNE BIDCO US INC	175,000.00	181,987.57
NEPTUNE BIDCO US INC	200,000.00	204,805.42
NEW ENTERPRISE STONE & L	325,000.00	326,467.86
NEW ENTERPRISE STONE & L	240,000.00	240,183.76
NEW HOME CO INC/THE	150,000.00	155,582.25
NEWELL BRANDS INC	475,000.00	496,563.10
NEWELL BRANDS INC	75,000.00	74,921.39
NEWELL BRANDS INC	300,000.00	295,723.62
NEXSTAR MEDIA INC	525,000.00	527,687.87
NEXSTAR MEDIA INC	100,000.00	100,319.40
NFE FINANCING LLC	175,000.00	68,356.75
NGL ENERGY PARTNERS LP	225,000.00	233,625.37
NGL ENERGY PARTNERS LP	825,000.00	862,101.07
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	200,000.00	199,718.38
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	275,000.00	270,492.71
NISSAN MOTOR CO	200,000.00	186,608.88

NISSAN MOTOR CO	200,000.00	208,616.24	
NISSAN MOTOR CO	600,000.00	636,944.76	
NOBLE FINANCE II LLC	314,000.00	325,964.97	
NOBLE FINANCE II LLC	225,000.00	224,560.48	
NOKIA OYJ	200,000.00	213,771.40	
NORTHERN OIL & GAS INC	275,000.00	277,631.47	
NORTHERN OIL AND GAS INC	250,000.00	259,416.50	
NORTHRIVER MIDSTREAM FIN	325,000.00	329,914.97	
NORTHWEST ACQ/DOMINION	475,000.00	574.75	
NORTONLIFELOCK INC	325,000.00	326,661.07	
NORTONLIFELOCK INC	75,000.00	76,194.87	
NOVA CHEMICALS CORP	275,000.00	284,254.85	
NOVA CHEMICALS CORP	400,000.00	420,850.80	
NOVA CHEMICALS CORP	225,000.00	237,468.15	
NOVELIS CORP	300,000.00	290,308.02	
NOVELIS CORP	50,000.00	50,348.45	
NOVELIS INC	150,000.00	154,278.30	
NRG ENERGY INC	250,000.00	272,385.42	
NRG ENERGY INC	450,000.00	446,907.78	
NRG ENERGY INC	575,000.00	575,237.36	
NRG ENERGY INC	375,000.00	375,947.62	
NRG ENERGY INC	250,000.00	270,422.00	
NRG ENERGY INC	500,000.00	492,286.68	
NRG ENERGY INC	150,000.00	147,973.27	
NRG ENERGY INC	225,000.00	226,050.07	
NRG ENERGY INC	700,000.00	691,741.96	
NRG ENERGY INC	125,000.00	123,885.38	
NUSTAR LOGISTICS LP	450,000.00	465,849.90	
OAK-EAGLE ACQUIRECO INC	200,000.00	210,951.04	
OAK-EAGLE ACQUIRECO INC	400,000.00	423,610.79	
OI EUROPEAN GROUP BV	325,000.00	309,322.13	
OLIN CORP	375,000.00	369,586.35	
OLYMPUS WTR US HLDG CORP	250,000.00	245,501.00	
OLYMPUS WTR US HLDG CORP	200,000.00	202,112.00	
ONEMAIN FINANCE CORP	500,000.00	518,477.50	
ONEMAIN FINANCE CORP	475,000.00	472,234.64	
ONEMAIN FINANCE CORP	254,000.00	232,755.61	
ONEMAIN FINANCE CORP	300,000.00	308,418.60	
ONEMAIN FINANCE CORP	350,000.00	354,454.10	
ONEMAIN FINANCE CORP	175,000.00	174,099.55	
ONEMAIN FINANCE CORP	150,000.00	151,406.40	
ONEMAIN FINANCE CORP	200,000.00	195,177.76	

ONEMAIN FINANCE CORP	300,000.00	293,135.76
ONEOK	525,000.00	497,887.42
ONEOK	200,000.00	176,312.10
ONESKY FLIGHT LLC	200,000.00	211,542.80
OPEN TEXT/OPEN TEXT HOLD	425,000.00	390,710.87
OPEN TEXT/OPEN TEXT HOLD	175,000.00	152,884.21
OPTICS BIDCO S P A	467,000.00	449,068.50
ORACLE CORP	150,000.00	144,689.62
ORGANON & CO/ORGANON FOR	200,000.00	210,897.40
ORGANON FINANCE 1 LLC	400,000.00	394,751.60
ORGANON FINANCE 1 LLC	800,000.00	791,179.04
OSAIC HOLDINGS INC	150,000.00	149,477.77
OSAIC HOLDINGS INC	225,000.00	225,857.70
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	325,000.00	316,466.08
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	275,000.00	266,164.60
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	50,000.00	49,896.12
OWENS & MINOR INC	150,000.00	89,640.13
OWENS-BROCKWAY	350,000.00	341,849.20
OWENS-BROCKWAY	525,000.00	498,454.53
OWENS-BROCKWAY	175,000.00	178,290.00
PANTHER ESCROW ISSUER	250,000.00	251,019.50
PARADIGM PRNT/CO-ISSUER	125,000.00	114,062.50
PARAMOUNT GLOBAL	100,000.00	97,120.57
PARAMOUNT GLOBAL	225,000.00	216,184.61
PARAMOUNT GLOBAL	75,000.00	78,685.92
PARAMOUNT GLOBAL	850,000.00	789,593.22
PARAMOUNT GLOBAL	75,000.00	65,182.70
PARAMOUNT GLOBAL	425,000.00	397,492.42
PARAMOUNT GLOBAL	175,000.00	113,119.30
PARAMOUNT GLOBAL	250,000.00	186,905.20
PARAMOUNT GLOBAL	50,000.00	34,033.10
PARAMOUNT GLOBAL	50,000.00	31,790.51
PARAMOUNT GLOBAL	300,000.00	193,491.36
PARK RIVER HOLDINGS INC	102,972.00	98,952.47
PARK RIVER HOLDINGS INC	75,000.00	75,549.52
PBF HOLDING CO LLC	50,000.00	50,015.96
PBF HOLDING CO LLC	125,000.00	134,193.63
PBF HOLDING CO LLC	275,000.00	281,077.77
PBF HOLDING CO LLC	100,000.00	99,836.53
PENN ENTERTAINMENT INC	250,000.00	239,796.80
PENN ENTERTAINMENT INC	125,000.00	125,335.17
PENNYMAC FIN SVCS INC	275,000.00	261,560.61
PENNYMAC FIN SVCS INC	150,000.00	155,034.30

PENNYMAC FIN SVCS INC	250,000.00	251,064.50	
PENNYMAC FIN SVCS INC	150,000.00	139,592.62	
PENNYMAC FIN SVCS INC	300,000.00	289,479.09	
PENNYMAC FIN SVCS INC	250,000.00	240,084.37	
PENNYMAC FIN SVCS INC	300,000.00	283,680.09	
PERFORMANCE FOOD GROUP I	225,000.00	227,502.24	
PERFORMANCE FOOD GROUP I	100,000.00	97,568.15	
PERRIGO FINANCE UNLIMITE	125,000.00	120,475.13	
PETSMART INC/PETSMART FI	500,000.00	503,102.00	
PG&E CORP	150,000.00	148,872.87	
PG&E CORP	425,000.00	431,009.07	
PG&E CORP	75,000.00	74,795.64	
PHH ESCROW ISSUER LLC	475,000.00	464,786.74	
PICARD MIDCO INC	850,000.00	836,587.68	
PLAYTIKA HOLDING CORP	225,000.00	199,443.37	
PODS LLC	275,000.00	269,150.77	
POST HOLDINGS INC	125,000.00	116,923.06	
POST HOLDINGS INC	150,000.00	152,240.25	
POST HOLDINGS INC	225,000.00	223,068.17	
POST HOLDINGS INC	75,000.00	74,019.99	
POST HOLDINGS INC	175,000.00	172,982.60	
PR RNO PROPERTY OWNER 1	50,000.00	49,967.65	
PRA GROUP INC	175,000.00	178,195.85	
PRA GROUP INC	150,000.00	154,625.40	
PREMIER ENTERTAINMENT SU	475,000.00	299,250.00	
PREMIER ENTERTAINMENT SU	475,000.00	276,687.50	
PRIMO/TRITON WATER HLD	400,000.00	390,213.96	
PROLOGIS LP	200,000.00	189,612.22	
QNITY ELECTRONICS INC	200,000.00	200,403.20	
QNITY ELECTRONICS INC	175,000.00	177,206.75	
QUEEN MERGERCO INC	175,000.00	180,239.15	
QUIKRETE HOLDINGS INC	550,000.00	557,389.80	
QUIKRETE HOLDINGS INC	300,000.00	303,665.70	
RAKUTEN GROUP INC	200,000.00	206,798.60	
RAKUTEN GROUP INC	200,000.00	207,415.04	
RAKUTEN GROUP INC	200,000.00	218,054.70	
RAVEN ACQUISITION HOLDIN	550,000.00	538,071.16	
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	525,000.00	517,034.22	
REALOGY GROUP/CO-ISSUER	14,000.00	13,333.61	
RFNA LP	400,000.00	395,571.76	
RHP HOTEL PPTY/RHP FINAN	375,000.00	382,190.62	
RHP HOTEL PPTY/RHP FINAN	100,000.00	98,556.19	

RITHM CAPITAL CORP	225,000.00	225,567.22
RITHM CAPITAL CORP	350,000.00	345,629.90
RITHM CAPITAL CORP	200,000.00	198,654.18
RIVIAN HLD/AUTO LLC	50,000.00	49,291.18
ROCKET COS INC	225,000.00	229,207.36
ROCKET COS INC	200,000.00	201,183.90
ROCKET COS INC	150,000.00	151,075.36
ROCKET COS INC	550,000.00	555,760.59
ROCKET COS INC	125,000.00	126,356.87
ROCKETMTGE CO-ISSUER INC	775,000.00	688,758.85
ROLLER BEARING CO OF AME	300,000.00	292,707.81
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	350,000.00	353,704.68
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	325,000.00	328,026.07
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	325,000.00	332,298.23
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	275,000.00	278,427.24
RR DONNELLEY & SONS CO	150,000.00	154,744.20
RR DONNELLEY & SONS CO	200,000.00	206,364.40
RR DONNELLEY & SONS CO	1,725,000.00	1,663,173.24
RYAN SPECIALTY	250,000.00	247,008.55
SABLE INTL FINANCE LTD	200,000.00	197,288.72
SABRE GLBL INC	200,000.00	182,750.00
SAKS GLOBAL ENTERPRISES	424,650.00	3,184.87
SANCHEZ ENERGY CORP	2,182,000.00	11,019.10
SANCHEZ ENERGY CORP	1,425,000.00	7,196.25
SCIH SALT HOLDINGS INC	435,000.00	434,839.05
SEAGATE DATA STOR	150,000.00	146,916.40
SEAGATE DATA STOR	275,000.00	279,984.10
SEAGATE DATA STOR	100,000.00	104,771.60
SEASPAN CORP PTE LTD	250,000.00	242,112.80
SERVICE CORP INTL	275,000.00	275,663.24
SGUS LLC	186,287.00	25,148.74
SHEA HOMES LP/FNDG CP	175,000.00	174,052.98
SINCLAIR TELEVISION GROU	275,000.00	242,343.75
SINCLAIR TELEVISION GROU	175,000.00	180,530.00
SIRIUS XM RADIO LLC	450,000.00	438,153.74
SIRIUS XM RADIO LLC	475,000.00	472,808.20
SIRIUS XM RADIO LLC	75,000.00	68,170.14
SIRIUS XM RADIO LLC	325,000.00	320,057.79
SIX FLAGS/CAN WON/MILLEN	350,000.00	359,906.02
SIX FLAGS/CANADA WON	475,000.00	478,290.32
SKEENA RESOURCES LIMITED	125,000.00	131,192.87
SM ENERGY CO	150,000.00	153,294.60
SM ENERGY CO	100,000.00	100,631.90

SMYRNA READY MIX CONCRET	175,000.00	183,835.57	
SNAP INC	475,000.00	466,047.01	
SOTERA HEALTH HLDGS LLC	275,000.00	286,609.67	
SOUTH BOW CAN INFRA HOLD	400,000.00	416,384.80	
SPECIALTY BUILDING PRODU	50,000.00	44,724.14	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	225,000.00	224,917.15	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	365,000.00	370,986.00	
SRM ESCROW ISSUER LLC	425,000.00	426,560.60	
STANDARD BUILDING SOLUTI	325,000.00	320,498.06	
STANDARD BUILDING SOLUTI	300,000.00	287,478.81	
STANDARD INDUSTR INC/NJ	400,000.00	401,252.80	
STANDARD INDUSTRIES INC	375,000.00	355,124.96	
STAPLES INC	250,000.00	240,404.95	
STAPLES INC	215,045.00	164,761.28	
STARWOOD PROPERTY TRUST	275,000.00	284,328.27	
STARWOOD PROPERTY TRUST	275,000.00	277,599.57	
STARWOOD PROPERTY TRUST	125,000.00	127,744.87	
STARWOOD PROPERTY TRUST	50,000.00	50,229.10	
STATION CASINOS LLC	275,000.00	271,476.06	
STINGRAY COMPUTE	150,000.00	150,373.40	
STL HOLDING CO LLC	200,000.00	208,162.40	
STONEBRIAR ABF LLC	150,000.00	157,014.30	
SUNOCO	725,000.00	704,615.03	
SUNOCO	300,000.00	290,488.41	
SUNOCO LP	125,000.00	129,046.50	
SUNOCO LP	175,000.00	174,319.30	
SUNOCO LP	200,000.00	202,609.20	
SUNOCO LP	150,000.00	148,518.49	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	125,000.00	127,825.25	
SURGERY CENTER HOLDINGS	325,000.00	326,927.90	
SV RNO PROPERTY OWNER 1	425,000.00	419,822.86	
SWORD PURCHASER LLC	900,000.00	922,567.49	
SWORD PURCHASER LLC	225,000.00	234,156.37	
SYNCHRONY FINANCIAL	175,000.00	181,135.16	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	325,000.00	324,187.50	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	625,000.00	617,876.11	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	375,000.00	374,516.12	
TALLGRASS NRG PRTNR/FIN	225,000.00	231,630.75	
TALLGRASS NRG PRTNR/FIN	250,000.00	249,409.47	
TALOS PRODUCTION INC	275,000.00	286,964.42	
TALOS PRODUCTION INC	175,000.00	186,491.02	
TARGA RESOURCES CORP	300,000.00	300,810.24	

TELESAT CANADA/TELESAT L	425,000.00	366,562.50
TELESAT CANADA/TELESAT L	400,000.00	275,000.00
TENET HEALTHCARE CORP	175,000.00	175,616.52
TENET HEALTHCARE CORP	625,000.00	602,958.93
TENET HEALTHCARE CORP	475,000.00	478,544.68
TENET HEALTHCARE CORP	275,000.00	281,871.42
TENET HEALTHCARE CORP	375,000.00	371,319.52
TENET HEALTHCARE CORP	250,000.00	250,708.50
TENNECO INC	450,000.00	453,689.10
TKC HOLDINGS INC	200,000.00	204,667.60
TKC HOLDINGS INC	200,000.00	210,656.40
TOPS HOLDING II ESCROW	1,191,000.00	0.00
TRANSDIGM INC	475,000.00	481,203.26
TRANSDIGM INC	200,000.00	207,192.80
TRANSDIGM INC	375,000.00	378,482.51
TRANSDIGM INC	1,725,000.00	1,743,524.77
TRANSDIGM INC	100,000.00	101,674.98
TRANSDIGM INC	250,000.00	255,668.24
TRANSDIGM INC	600,000.00	598,088.75
TRANSMONTAIGNE PARTNERS	125,000.00	127,842.00
TRANSOCEAN AQUILA LTD	92,307.69	94,634.12
TRANSOCEAN INC	200,000.00	207,583.60
TRANSOCEAN INC	122,500.00	127,632.87
TRANSOCEAN INC	175,000.00	184,315.25
TRANSOCEAN INC	725,000.00	693,542.39
TRANSOCEAN SEDCO FOREX	550,000.00	564,693.80
TRINITY INDUSTRIES INC	325,000.00	332,098.74
TRINSEO LUX / TRINSEO NA	152,785.00	397.24
TRIVIAM PACKAGING FIN	180,000.00	189,992.34
TRIVIAM PACKAGING FIN	400,000.00	441,992.00
TRONOX INC	325,000.00	253,729.58
TRONOX INC	25,000.00	25,504.75
TRUENOORD CAPITAL DAC	200,000.00	207,469.80
UNITED AIRLINES HOLDINGS	250,000.00	247,636.21
UNITED RENTALS NORTH AM	75,000.00	70,574.50
UNITED RENTALS NORTH AM	300,000.00	276,771.09
UNITED RENTALS NORTH AM	100,000.00	98,118.76
UNITED RENTALS NORTH AM	525,000.00	538,081.42
UNITED WHOLESALE MTGE LL	150,000.00	147,853.90
UNITED WHOLESALE MTGE LL	225,000.00	208,281.89
UNITI GROUP INC	75,000.00	93,525.00
UNITI GROUP/CSL CAPITAL	1,175,000.00	1,231,301.41
UNITI GROUP/CSL CAPITAL	50,000.00	52,395.80

UNITI GRP/UNITI HLD/CSL	375,000.00	366,206.58	
UNIVISION COMMUNICATIONS	250,000.00	238,868.12	
UNIVISION COMMUNICATIONS	225,000.00	225,213.97	
UNIVISION COMMUNICATIONS	75,000.00	75,744.45	
UNIVISION COMMUNICATIONS	390,000.00	398,758.62	
UNIVISION COMMUNICATIONS	100,000.00	99,017.86	
UPC BROADBAND FINCO BV	400,000.00	379,272.00	
US ACUTE CARE SOLUTIONS	250,000.00	239,739.72	
US FOODS INC	150,000.00	156,004.65	
US FOODS INC	225,000.00	224,105.55	
USA COM PART/USA COM FIN	425,000.00	436,089.10	
USA COM PART/USA COM FIN	175,000.00	175,160.82	
UWM HOLDINGS LLC	100,000.00	91,250.91	
UWM HOLDINGS LLC	125,000.00	109,720.18	
VALARIS LTD	425,000.00	442,590.24	
VENTURE GLOBAL CALCASIEU	425,000.00	398,352.92	
VENTURE GLOBAL CALCASIEU	150,000.00	150,933.45	
VENTURE GLOBAL LNG INC	950,000.00	951,338.54	
VENTURE GLOBAL LNG INC	400,000.00	434,539.60	
VENTURE GLOBAL LNG INC	250,000.00	260,187.25	
VENTURE GLOBAL LNG INC	350,000.00	375,289.95	
VENTURE GLOBAL LNG INC	175,000.00	174,384.50	
VENTURE GLOBAL PLAQUE	225,000.00	230,841.22	
VENTURE GLOBAL PLAQUE	300,000.00	330,348.30	
VENTURE GLOBAL PLAQUE	875,000.00	913,539.55	
VENTURE GLOBAL PLAQUE	125,000.00	130,291.25	
VENTURE GLOBAL PLAQUE	100,000.00	112,140.90	
VENTURE GLOBAL PLAQUE	375,000.00	397,604.62	
VERMILION ENERGY INC	200,000.00	202,387.80	
VERMILION ENERGY INC	50,000.00	50,284.60	
VIASAT INC	100,000.00	99,591.15	
VIASAT INC	200,000.00	200,861.60	
VIKING BAKED GOODS ACQUI	225,000.00	229,013.10	
VIKING CRUISES LTD	525,000.00	551,564.47	
VIKING CRUISES LTD	150,000.00	149,314.15	
VIKING OCEAN CRUISES SHI	225,000.00	225,266.62	
VIRGIN AUSTRALIA HOLDING	209,840.39	603.29	
VIRGIN MEDI 02 VI DAC	200,000.00	168,723.06	
VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	400,000.00	321,589.56	
VISTAJET MALTA/VM HOLDS	250,000.00	252,686.75	
VISTAJET MALTA/XO MGMT	175,000.00	160,938.08	
VISTRA CORP	225,000.00	226,884.37	

VISTRA CORP	800,000.00	806,356.80
VISTRA OPERATIONS CO LLC	100,000.00	98,153.70
VISTRA OPERATIONS CO LLC	1,000,000.00	1,045,798.00
VISTRA OPERATIONS CO LLC	550,000.00	570,746.00
VISTRA OPERATIONS CO LLC	125,000.00	123,870.60
VISTRA OPERATIONS CO LLC	200,000.00	198,270.82
VITAL ENERGY INC	575,000.00	590,485.90
VMED 02 UK FINAN	200,000.00	169,082.70
VMED 02 UK FINANCING I	600,000.00	506,968.56
VMED 02 UK FINANCING I	200,000.00	175,661.06
VZ SECD FING BV	400,000.00	384,309.56
WATCO COS LLC/FINANCE CO	375,000.00	384,272.62
WEATHERFORD INTERNATIONA	200,000.00	205,246.60
WEEKLEY HOMES LLC/ FINAN	375,000.00	367,162.42
WHIRLPOOL CORP	225,000.00	207,966.78
WHIRLPOOL CORP	50,000.00	50,623.65
WHIRLPOOL CORP	25,000.00	19,714.48
WHIRLPOOL CORP	100,000.00	80,489.90
WHIRLPOOL CORP	150,000.00	130,555.89
WHIRLPOOL CORP	50,000.00	50,344.45
WHIRLPOOL CORP	125,000.00	78,915.62
WILSONART LLC	125,000.00	100,719.42
WINDSTREAM ESCROW LLC	700,000.00	739,358.20
WINDSTREAM SERVICES LLC	75,000.00	78,699.79
WR GRACE HOLDING LLC	525,000.00	494,302.67
WR GRACE HOLDING LLC	75,000.00	75,059.17
WR GRACE HOLDING LLC	75,000.00	73,463.21
WS ESCROW LLC	275,000.00	282,942.55
WULF COMPUTE LLC	775,000.00	814,812.52
WYNN MACAU LTD	200,000.00	198,766.20
WYNN MACAU LTD	200,000.00	195,788.38
WYNN MACAU LTD	350,000.00	347,704.17
WYNN RESORTS FINANCE LLC	125,000.00	131,816.46
WYNN RESORTS FINANCE LLC	325,000.00	325,940.22
XEROX HOLDINGS CORP	125,000.00	75,312.50
YUM! BRANDS INC	425,000.00	422,079.52
ZAYO GROUP HLDGS INC	209,067.00	208,960.37
ZAYO GROUP HOLDINGS INC	375,000.00	372,048.75
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	300,000.00	304,818.00
ZEGONA FINANCE PLC	200,000.00	209,298.92
ZF NA CAPITAL	275,000.00	276,189.56
ZF NA CAPITAL	250,000.00	243,915.17

	小計	銘柄数：869 組入時価比率：93.2%	264,430,113.85	244,735,194.43 (39,201,683,443) 100.0%	
	合計			39,201,683,443 (39,201,683,443)	
合計				39,205,598,402 (39,205,598,402)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）

2026年6月30日現在

I 資産総額	1,093,924,958円
II 負債総額	1,054,930円
III 純資産総額（I－II）	1,092,870,028円
IV 発行済口数	446,768,623口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4462円

野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジあり

2026年6月30日現在

I 資産総額	266,993,080円
II 負債総額	131,114,616円
III 純資産総額（I－II）	135,878,464円
IV 発行済口数	120,154,760口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1309円

（参考）高利回り社債オープン マザーファンド

2026年6月30日現在

I 資産総額	42,611,954,292円
II 負債総額	25,260,000円
III 純資産総額（I－II）	42,586,694,292円
IV 発行済口数	6,491,261,796口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.5606円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2026年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

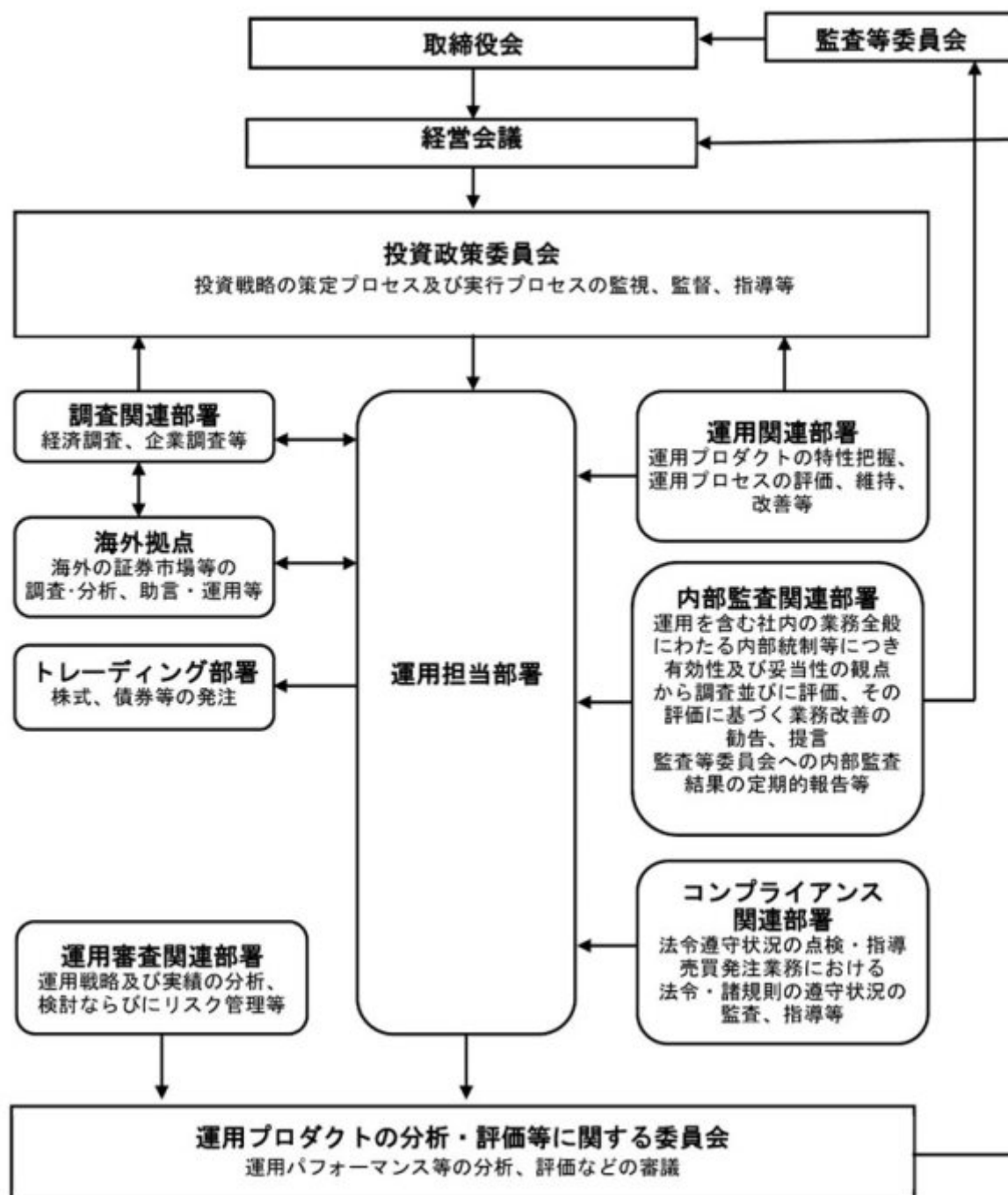
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	872	82,238,862

単位型株式投資信託	116	541,748
追加型公社債投資信託	14	7,011,853
単位型公社債投資信託	307	415,376
合計	1,309	90,207,839

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		8,177	9,250
金銭の信託		46,810	69,786
前払金		12	12
前払費用		1,019	878
未収入金		666	996
未収委託者報酬		34,911	41,753
未収運用受託報酬		7,066	9,089
短期貸付金		2,242	3,197
その他		195	101
貸倒引当金		△21	△25
流動資産計		101,080	135,041
固定資産			
有形固定資産		881	764
建物	※ 2	589	507
器具備品	※ 2	292	256
無形固定資産		6,889	7,347
ソフトウェア		6,888	7,346
その他		0	0
投資その他の資産		14,923	19,489
投資有価証券		2,164	3,417
関係会社株式		6,584	6,878
長期差入保証金		521	523

長期前払費用		11		10	
前払年金費用		2,413		2,898	
繰延税金資産		3,134		5,662	
その他		92		98	
固定資産計			22,694		27,601
資産合計			123,775		162,642

		前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)		
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			6,000		32,100
預り金			132		138
未払金			11,982		13,818
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		65		106	
未払手数料		11,326		13,582	
関係会社未払金		589		128	
未払費用	※ 1		12,594		14,990
未払法人税等			10,363		9,858
未払消費税等			2,112		1,650
前受収益			14		11
賞与引当金			5,846		7,322
その他			-		59
流動負債計			49,045		79,950
固定負債					
退職給付引当金			2,618		2,921
時効後支払損引当金			610		616
資産除去債務			1,431		1,703
固定負債計			4,660		5,240
負債合計			53,706		85,191
(純資産の部)					
株主資本			69,751		77,054
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			38,841		46,144
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,156		45,459	
繰越利益剰余金		38,156		45,459	
評価・換算差額等			317		396
その他有価証券評価差額金			317		396
純資産合計			70,069		77,451
負債・純資産合計			123,775		162,642

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			155,775		178,321
運用受託報酬			23,666		27,977
その他営業収益			328		361
営業収益計			179,770		206,660
営業費用					
支払手数料			56,923		67,090
広告宣伝費			1,115		1,599
公告費			0		0
調査費			38,115		40,875
調査費		6,901		7,389	
委託調査費		31,213		33,485	
委託計算費			1,345		1,533
営業雑経費			4,336		4,637
通信費		89		87	
印刷費		780		684	
協会費		93		96	
諸経費		3,372		3,768	
営業費用計			101,835		115,736
一般管理費					
給料			14,094		16,541
役員報酬		321		413	
給料・手当		7,982		8,399	
賞与		5,790		7,727	
交際費			105		128
寄付金			116		101
旅費交通費			394		502
租税公課			1,537		2,055
不動産賃借料			1,236		1,246
退職給付費用			598		523
固定資産減価償却費			2,309		2,694
諸経費			12,708		13,608
一般管理費計			33,100		37,402
営業利益			44,834		53,521

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,594		7,435	
受取利息		93		155	
為替差益		1,498		-	
その他		786		688	
営業外収益計			8,972		8,278
営業外費用					

支払利息		210		545	
金銭の信託運用損		396		448	
時効後支払損引当金繰入額		10		13	
投資事業組合運用損		134		287	
為替差損		-		76	
その他		10		15	
営業外費用計			763		1,387
経常利益			53,043		60,412
特別利益					
株式報酬受入益		56		122	
移転補償金		-		109	
特別利益計			56		232
特別損失					
関係会社株式評価損		-		299	
固定資産除却損	※ 2	14		181	
特別損失計			14		481
税引前当期純利益			53,085		60,163
法人税、住民税及び事業税			15,463		17,310
法人税等調整額			△482		△2,564
当期純利益			38,105		45,417

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利益剰余 金	利 益 剰余金 合 計	
						繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当期変動額								
剰余金の配当						△38,115	△38,115	△38,115
当期純利益						45,417	45,417	45,417
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,302	7,302	7,302
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	45,459	46,144	77,054

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069

当期変動額			
剰余金の配当			△38,115
当期純利益			45,417
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	79	79	79
当期変動額合計	79	79	7,381
当期末残高	396	396	77,451

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額271百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、見積りの変更により損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
------------------------	------------------------

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,484百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,882百万円 器具備品 828 合計 2,711

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,432百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 180 合計 181

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 45,429百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 8,820円

基準日 2026年3月31日

効力発生日 2026年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-

金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	69,786	69,786	-
資産計	69,786	69,786	-
(2)その他（デリバティブ取引）	59	59	-
負債計	59	59	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	7,053
組合出資金等	3,242
合計	10,296

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	9,250	-	-	-
金銭の信託	69,786	-	-	-
未収委託者報酬	41,753	-	-	-
未収運用受託報酬	9,089	-	-	-
短期貸付金	3,197	-	-	-
合計	133,078	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	69,786	-	69,786
資産計	-	69,786	-	69,786
デリバティブ取引（通貨関連）	-	59	-	59
負債計	-	59	-	59

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2026年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額3,242百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度において、子会社株式について299百万円減損処理を行っております。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3,132	-	△59	△59

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,418 百万円
勤務費用	636
利息費用	397
数理計算上の差異の発生額	△1,431
退職給付の支払額	△1,099
その他	1
退職給付債務の期末残高	14,923

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,041 百万円
期待運用収益	494
数理計算上の差異の発生額	1,214
事業主からの拠出額	0
退職給付の支払額	△903
年金資産の期末残高	21,847

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,277 百万円
年金資産	△21,847
	△9,569
非積立型制度の退職給付債務	2,645
未積立退職給付債務	△6,923
未認識数理計算上の差異	6,195
未認識過去勤務費用	750
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22
退職給付引当金	2,921
前払年金費用	△2,898
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	636 百万円
利息費用	397
期待運用収益	△494
数理計算上の差異の費用処理額	△453
過去勤務費用の費用処理額	△74
確定給付制度に係る退職給付費用	11

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	33%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	6%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	3.4%
退職一時金制度の割引率	2.8%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、470百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2025年3月31日)		当事業年度末 (2026年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,840	賞与引当金	2,345
退職給付引当金	824	退職給付引当金	920
関係会社株式評価減	1,281	関係会社株式評価減	1,375
未払事業税	547	未払事業税	547
投資有価証券評価減	12	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	331	減価償却超過額	356
時効後支払損引当金	192	時効後支払損引当金	194
関係会社株式売却損	509	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	81	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	451	資産除去債務	536
未払社会保険料	135	未払社会保険料	135
その他	38	その他	47
繰延税金資産小計	6,245	繰延税金資産小計	7,061
評価性引当額	△1,973	評価性引当額（注）	△63
繰延税金資産合計	4,271	繰延税金資産合計	6,997
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△144	資産除去債務に対応する除去費用	△153
関係会社株式評価益	△86	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△145	その他有価証券評価差額金	△182
前払年金費用	△760	前払年金費用	△913
繰延税金負債合計	△1,136	繰延税金負債合計	△1,335
繰延税金資産の純額	3,134	繰延税金資産の純額	5,662
(注) 評価性引当額が1,910百万円減少しております。この主な減少内容は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。			
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.7%
タックスヘイブン税制	1.3%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	賃上げ促進税制適用による税額控除	△0.8%
その他	△0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	評価性引当額の増減	△3.1%
		その他	△0.6%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に271百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
期首残高		1,123	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		308	271
期末残高		1,431	1,703

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕（1）に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円

その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
委託者報酬	178,283百万円
運用受託報酬	24,914百万円
成功報酬（注）	3,103百万円
その他営業収益	358百万円
合計	206,660百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬、運用受託報酬またはその他営業収益に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—
-----	------------------------------	--------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
- (*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	281,000	短期借入金	32,100
							資金の返済 (*1)	254,900		
							借入金利息 (*1)	545	未払利息	25

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・ インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	11,245	短期 貸付金	3,197
							資金の返済 (*1)	10,422		
							貸付金利息 (*1)	155	未収利息	31

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託等に係る事務代行手数料の支払 (*2)	48,195	未払手数料	9,427

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,603円86銭	1株当たり純資産額	15,037円01銭
1株当たり当期純利益	7,398円11銭	1株当たり当期純利益	8,817円79銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	38,105百万円	損益計算書上の当期純利益	45,417百万円
普通株式に係る当期純利益	38,105百万円	普通株式に係る当期純利益	45,417百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2026年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2026年6月末現在

(3) 運用の委託先

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.（ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク）	72,391,697 米ドル	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 2026年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金：10,000百万円
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 運用の委託先

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(2026年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 運用の委託先

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 8月28日	有価証券届出書
2025年 8月28日	有価証券報告書
2026年 2月26日	有価証券届出書の訂正届出書
2026年 2月26日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）の2025年6月13日から2026年6月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）の2026年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジありの2025年6月13日から2026年6月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド・ファンド（年1回決算型）為替ヘッジありの2026年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。